

論文要旨（4000字以内）

信託税制研究の一環として、英国事例の紹介と金融所得課税モデルの応用をした。

1. 英国には、Ramsay事件([1982] AC 300)という租税回避否認事例がある。複数の取引を仕組んで租税回避を図った場合に、租税法の適用に関して(すなわち私法上の契約解釈の問題としてではなく)合成取引(composite transaction)を一体の取引として観察し、納税者の企図する租税回避を認めないとしたものである。アメリカ法のstep transaction doctrineとも類似する。今回は信託に絡むAstell事件([2009] EWCA Civ 1010)と信託に絡まないMayes事件([2011] EWCA Civ 407)を紹介した。

2. Astell事件は次のような仕組みであった。Astell氏は信託を設定し、£ 2700を拠出した。受託者はAstellに£ 2,489,851ゼロクーポン債を£ 2,117,428で発行した。証券保有者は「市場変動条件」を満たす場合に第三者に証券を譲渡してよい。当該第三者はすぐに発行価格の5%で償還を受けることもできるし65年後に償還を受けることもできる。「市場変動条件」は為替相場変動によって決まるため一応契約当事者が操作できないものという建て付けになっているが、起きない確率は15%しかなく、そして実際に起きたので、5%償還手続に移行しAstell氏は損失が発生したと主張した。しかし課税庁から見ればAstellの損失は人工的なものであった、なぜなら、信託受託者が証券の償還のために支払う額が減ることと、釣り合っているからである。

裁判所は、「裁判所は取引全体の流れを考慮する権限がある。重要な要素はarm's lengthでない。早期償却が行使された上告人は得をしない、という事実を裁判所は考慮してよい。」(para. 60)などと判示し、納税者の請求を棄却した。

3. Mayes事件は次のような仕組みであった。ルクセンブルク法人が生命保険証書(Bonds)について多額の保険料を支払った。しかしルクセンブルク法人はすぐに部分解約をして支払額を引き戻した。その後そのBondsを買ったMayes氏が、Bondsについて全部解約し、僅かな残余保険金を受け取って、計算上は多額の損失を計上した。生命保険証書に伴う損失の控除を認める規定の趣旨は、保険料支払いがされた後で、生命保険証書に係る損失の控除を認めることで生命保険証書の取引を阻害しないようにすることである。しかし保険料支払者が外国法人である本件は規定の趣旨に照らせば想定外であり、ルクセンブルク法人に英国が課税できない一方で英国居住者であるMayes氏の損失の主張を認めることは英国課税庁にとって許しがたい。

裁判所は、「生命保険証書課税に関する所得税法の適切な解釈として、規定の適用対象となる取引に関する要件は、最終的結果即ち損失の発生に焦点を当てたものではない。本件は、先の実際の保険料支払いが実際の保険証書になされ先に実際に解約がされた結果である。対応損失創出が節税目的であったとしても、裁判所は無視できない。」(para. 77)などと判示し、納税者の請求を認容した。

4. 両事例だけから一般論を抽出することは難しいが、取引を私法上の契約解釈として認めないという筋ではなく、租税の制定法の解釈として納税者の請求を棄却したり認容したりしているという傾向が見て取れる。日本で同様の傾向を示すものとして、私法上の契約解釈の論点を回避し法人税法31条の減価償却の規定の解釈でケリをつけたフィルムリース事件・最判平成18年1月24日民集60巻1号252頁がある。

5. 信託受益権の複層化に際し、受益者にどのように所得を帰属させるものとして課税関係を考えるかという問題がある。受益権複層化の事例では、按分的所得帰属がなじまず、一方の受益権者をequity holderとし他の受益権者をdebt holderとして課税関係を考える方が、取引実態に即しているようにみえる。しかし何をもってequityと見るかの判断は安定的でない。

6. 金融所得課税理論の学界では、equity/debtの区別を諦め、time value of moneyとbetだけに分解して課税関係を考えることが主流である。この考え方を信託受益権複層化に応用するモデルを考察した。

7.1. 信託受益権複層化の主なニーズの1つとして流動化がある。銀行Xが委託者として原資産(例えば住宅ローン債権)を信託財産として設定し、信託銀行Yが受託者となり、投資家Zが優先受益権を購入して安定的な優先収益分配を受け、銀行Xが劣後受益権者として余りを受け取るというパターンである。事例として東京地判平成24年11月2日平成22年(行ウ)693号参照。

劣後受益権者である銀行Xをequity holderとし、優先受益権者である投資家Zをdebt holderとし、XがZからお金を借りて利子を支払うとの擬制で課税関係を考えることが、取引実態に即している。しかし常に劣後受益権者=equity holderと擬制できるとは限らない。

金融所得課税モデルを応用すると次のように考えられる。Zは優先受益権者として無リスクの収益を受けるとすると、Zはtime value of moneyだけを受け取る(noncontingent部分だけを保有する)と考えられる。原価1万、時価11,000の原資産について優先受益権者が9000を出して購入した場合、優先受益権者は(割引率年10%とすれば)毎年900の収益を計上する。

Xは劣後受益権者としてbetだけをしていると考えられ、contingent部分として時価2000の部分を持っていると考えられる。信託設定時に1000の含み益を課税所得として計上したならば(ここは現行法と違う)、Xのcontingent部分のbasis(簿価)は $2000 - 1000 = 1000$ となる。次年度以降、100、110、121、133.1と10%複利でtime value of money相当の収益を認識し、これを10年続けるとbasisは $1000 \times 1.1^{10} = 2594$ に上がっている。この時にbetの勝ち負けが明らかになるイベントが生じたら、2594との差額を損益として計上することで事後的な課税の適切性を確保できる。

7.2. 信託受益権複層化の主なニーズの2つ目として後継ぎ遺贈パターンがある。第0年度末に父Pが委託者として不動産を信託財産として設定し、信託銀行Qが受託者となり、不動産の借主Rが賃料を支払う。母Sが優先受益権者として生存中に当該賃料を受領し、子Tが劣後受益権者としてS死亡後に当該不動産に関する権利を取得する。

Tがequity holderでありSがdebt holderとして生存中所得を受け取るとして課税上取り扱うことが取引実態に即している。しかし常に劣後受益権者=equity holderと擬制できるとは限らない。

金融所得課税理論を応用し次のようなモデルが考えられる。S生存確率を第1年度末90%、第2年度末60%、第3年度末20%、第4年度末0%(Sが第1年度～第4年度中の何れかで死ぬ赤青黄白の籤があって、赤10%、青30%、黄40%、白20%の確率である)と仮定すると、次のような利得表が考えられる。赤の場合、Tの第1～4年の利得は(11000, 0, 0, 0)であるが、現在価値としては利得(1000, 1000, 1000, 11000)と同じである。

年	赤10%	青30%	黄40%	白20%
1	S0 T1000	S1000 T0	S1000 T0	S1000 T0
2	S0 T1000	S0 T1000	S1000 T0	S1000 T0
3	S0 T1000	S0 T1000	S0 T1000	S1000 T0
4	S0 T11000	S0 T11000	S0 T11000	S0 T11000

第1年度S: $900/1.1 = 818$

T: $100/1.1 = 91$

第2年度S: $600/1.1^2 = 496$

T: $400/1.1^2 = 331$

第3年度S: $200/1.1^3 = 150$

T: $800/1.1^3 = 601$

第4年度S: $0 \rightarrow 0$

T: $11000 \rightarrow 11000/1.1^4 = 7513$

第0年度末の信託設定時点で、Sはcontingent部分の $818 + 496 + 150 = 1464$ の受贈益を、Tは $91 + 331 + 601 = 1023$ のcontingent部分及び7513のnoncontingent部分の受贈益(合計は1万)を受けたと考えられる。Sが第4年度中に死亡した(白籤)とすると、S・Tのbasis及び利子所得(time value of moneyとしてのimputed income擬制所得)及びbetに係る損益は次のようになる。

年	Sbasis	S利子	Sbet	S合計	Tbasis	T利子	Tbet	T合計
0	1464	--	--	1464	1023+7513	--	--	8536
1	710	146	+100	246	1026+8264	854	-100	754
2	182	71	+400	471	727+9091	929	-400	529
3	0	18	-200	-182	10000	982	+200	1182

金融所得課税理論を信託受益権複層化に応用することは、直ちには期待できないが、**equity/debt holder**の認定を避ける事ができ、安定的な租税制度(租税回避しにくい制度、納税者側から見ると予測可能性の高い制度)になる可能性がある。(3839字)

日本租税研究協会2013.8.22@日本工業倶楽部

会員懇談会「信託税制研究:英国事例の紹介と金融所得課税モデルの応用」

講師 浅妻 章如 氏(立教大学法学部教授)

日時 平成25年8月22日(木) 午後1時30分～3時

場所 日本工業倶楽部 4階 第4会議室

はじめに

1. Ramsay principle: composite transaction
 - 1.1. W.T. Ramsay Ltd. v. IRC, 54 TC 101; [1982] AC 300
 - 1.2. Macniven v. Westmoreland Investments Limited, [2001] UKHL 6
 - 1.3. Ramsay principleの有効性と限界
 2. Astall v. HMRC, [2009] EWCA Civ 1010
 - 2.1. 取引の仕組み
 - 2.2. 裁判所の判断
 3. Mayes v. HMRC, [2011] EWCA Civ 407
 - 3.1. 取引の仕組み
 - 3.2. 裁判所の判断
 - 3.3. 小括
 4. composite transaction / step transactionに関する考察
 - 4.1. composite transaction / step transactionと私法との関係
 - 4.2. フィルムリース事件・最判平成18年1月24日民集60巻1号252頁
 - 4.3. 小括
 5. 信託受益権の複層化と課税方法
 - 5.1. 流動化securitizationパターン
 - 5.2. 後継ぎ遺贈パターン
 6. 理想論的金融所得課税モデル
 - 6.1. 橋本慎一朗論文
 - 6.2. OID (original issue discount)ルールの発想
 - 6.3. Reed Shuldiner論文
 7. 理想論的信託受益権複層化への当てはめ
 - 7.1. 流動化パターンへの当てはめ
 - 7.2. 後継ぎ遺贈パターンへの当てはめ
- 質疑応答

はじめに

立教大学法学部の浅妻です。よろしくお願いします。

昨年はこちらで報告の機会をいただいて信託に関する勉強をしているのですが、今日の報告の話をしていただいた当初、英国の2つの事例(一つが信託絡み、もう一つは信託とは関係ないのですが)を紹介しながら、いわゆるRamsay principleがどの程度当てはまるのかについて検討しようと思って準備してまいりましたが、準備をしていくうちに、一般的なことを言いにくいなど日和ってしまいまして、これでは時間がもたないと思ひまして、後半に理論的な話を挿入することにしました。前半と後半でまとまりがよくありませんが、お許しください。

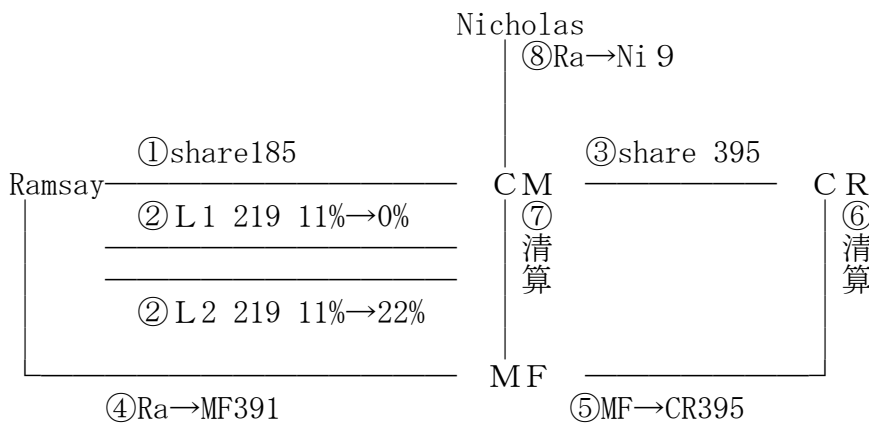
今日の前半(1.~4.)は、英国のRamsay判決以降の判例のうち2つを紹介します。後半(5.~7.)は、信託等をめぐる課税モデルについて、金融所得課税の理論を参照しつつ少し考えてみましたというところをお話したいと思ひます。

1. Ramsay principle: composite transaction

1.1. W.T. Ramsay Ltd. v. IRC, 54 TC 101; [1982] AC 300

複数取引が仕組まれていたうち、租税法規の要件に一応合致しているように見受けられるのだけれども、取引全体としては何かおかしいですねというときに、或る1つの取引段階を無視して租税法規を適用し、納税者の主張するところのtax meritを否定できるかということが争点となります。英国ではcomposite transaction(合成取引、などと訳されましょうか)、アメリカではstep transactionと呼ばれます。両者の異同についてきちんと整理しておりませんので、以下の説明でも両者が混同してしまっているところもあると思いますが、お許し下さい。

まずRamsay事件の説明からまいります。Ramsay事件は、既に日本でもたくさん紹介されております¹。Westminster事件²以来、英国では租税回避のために仕組まれた契約の形式が尊重される傾向があったところ、Ramsay事件でその流れが変わったと位置付けられています。



Ramsayは農場を売り、189の課税対象利得を得た。これを相殺するためcapital lossを作り出すことを企図した。

①Ramsayは185でCM社の持分を取得した。

②RamsayはCM社に対し2つの貸付(L1, L2)を行なった。どちらも219であり、利率は11%。

③CM社はCR社の持分を395で取得した。RamsayはL2の利率を11%から22%に、L1の利率を11%から0%に変更した。

④RamsayはL2をMF社に391(時価)で売却した。

⑤MF社からCR社に395でL2を売却した。

⑥CR社は清算し、L2の消滅を以って清算の分配に代えられた。

⑦CM社は清算し、L1は額面(219)でRamsayに買い戻された。

⑧RamsayはCM社持分をNicholas(このスキームとは関係ない人)に売りRamsayはたった9しか受け取らなかった。そこで、CM社持分に係る損失が生み出された。他方、L2の利得は"a debt on a security"(証券に係る負債)になるまでは課税対象とされない。

端的に言うと、RamsayさんがCMという会社に対して、L1とL2という2つの債権を11%で貸し付けていて、片方を0%にし、もう片方を22%にするということで、強引に2つの債権の片方の価値を上げて、もう片方の価値を引き下げるといって、人工的にキャピタルロスを作りだそうとしたという、そういう事例です。

Ramsay判決では、そうした人工的な取引がある場合に、Ramsayさんが計上していたキャピタルゲインと相殺することが認められるかという点について、最終的には判決は認めないとしたわけで

¹ 渡辺徹也「英国判例における実質課税原則の変遷 The Development of "Form v. Substance" in English Tax Cases (1~3・完)」税法学503号1頁、504号1頁、505号1頁；今村隆「英国におけるラムゼイ原則と資本控除(capital allowance)への適用—2011年 Tower MCashback 事件英国最高裁判決を分析して」租税研究760号170頁(2013.2)。

² IRC v. Duke of Westminster, [1935] 19 TC 490; [1936] AC 1.

すが、私が一番重要だと思っているのは、この文章です。

"Where there is a composite transaction intended to be carried through as a whole, the commissioners are not bound to consider individually each separate step, notwithstanding that no such step is a sham." (54 TC at 105, paragraph 1)

複数の取引があつて、それが全体として遂行されるように設計されている場合には、コミッショナーは、個別に取引段階を見るのが強いられるのではなくて、その取引がshamでなくとも、全体として見るができると言ったというものです。

日本における実務・学界において、Ramsay判決をどう受け止めるかということについてはまだ合意に至ってないと思いますが、私が判決文を読む限りにおいては、私法上、人工的な取引を循環金融的に仕組んで、2つの債権について片方だけプラス、片方だけマイナスというような人為的な取引を成して、人為的に利得と損失を作り出したという、そうした人工的な取引について、私法上のshamであるというふうに認定した事案ではないと思っています。

問題はそこではなくて、私法上shamではなかったとしても(____部)、取引全体について、制定法(今回でいえば租税法)の適用に当たって、課税当局は取引過程全体を通覧することができる(____部)というふうにしたということがRamsay principleとしての重要なポイントと考えています。

1.2. Macniven v. Westmoreland Investments Limited, [2001] UKHL 6

私が大学院にいた頃は、Ramsay事件を見て、英国ではこういう判決があると勉強していたわけですが、その後、2002年にIBFDの勉強会に参加しまして、その時にイギリス人と話をしまして、「あなたのところは随分、課税当局寄りの積極的な判決を出すのですね」というようなことを言ったのですが、その時に、Westmoreland事件というのが注目されているよと教えてもらいました³。



仕組みは判決文paragraph 9以下で説明されています。株主E (trustees of the Electricity Supply Pension Scheme)が、完全子会社であるW (Westmoreland)に対して多額の債権(7000万ポンド)を持っていて、Wとしては、もう、めぼしい財産はないという状況です。Wとしては、Eに対して利子債務だけでも4000万ポンドを支払わなければいけないという状況にあって、4000万ポンド支払えば、税務便益として利益が発生し得る(value as a company with substantial established tax losses. Others might be interested in acquiring Westmoreland, and using it as a vehicle for making profits.)。4000万ポンド払わなければ債務控除を主張できず、4000万ポンド払えば控除を主張することができて、そしてWを買収した会社があれば、その買収した会社がWの4000万ポンドという利子支払について控除を主張することができるから、例えば税率が25%であれば、結局、4000万ポンド債務を支払う可能性があるということについて、潜在的には1000万ポンドのタックスメリットがあり得るという状況です。

Wとしては返済資金がないというときに何をしたかという、元々の債権者Eが追加貸し付けをして、Wがまたそのお金でもって利子支払いをしたということで、Wがお金を返せないところ、借り手からまた借りて、それでもって利子支払いをしたということで、いくら何でもそれは、単にお金をぐるぐる回しているだけではないかという印象を持ちます。Wが第三者から借り入れをして、それで、元々の債権者であるEに対して利子支払いをしたということであれば、一応4000万ポンドの利子債務を弁済したということになるのだろうとは思いますが、誰からも借り入れることができないような悲惨な財産状況にあるWが、わざわざ、元々の債権者から追加借り入れを受けて利子支払いをするというのは、いくら何でもこれは取引としては無茶苦茶ではないかということです。

³ 今村・註1、174頁も参照。

Ramsay判決を参照すると、このような人工的な取引、すなわち、Wが本来であれば払うことができないであろう利子債務について、弁済しましたという形式を作り出すために、単にお金をぐるぐる回しているだけであるというような場合について、そんなものはちゃんとした取引ではないと認定することができるのではないかという印象を持つのですが、裁判所の判断としては、納税者を勝たせました。

Westmoreland事件の裁判所がいうところによれば、Ramsay判決は、何か新しいことをしたのではなく、Ramsay approachというのは、取引の法的性格を決定した上で、その次に、租税法規との関係を調べる、ということであるにすぎない、としています。本件では、このような追加借り入れを受けて利子支払いをしたということですが、第一に、Eの追加貸付とWの利子債務弁済という各取引のstepはshamとはいえないと判断しました。第二に、利子支払いをしたということについて控除(deduction: 338条)を主張する場合に、条文はその利子支払いの原資が何であるかについて何ら制約を設けていないので、Wとしては利子控除を主張できますという結論を出したというものです。

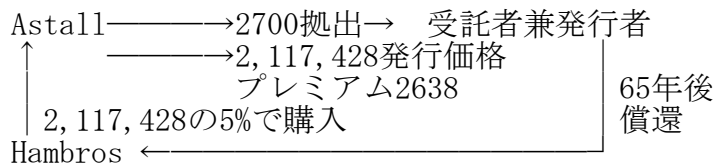
1.3. Ramsay principle の有効性と限界

Westmoreland事件以降、英国の裁判所の傾向が変わったのではないかと受け止められていたわけですが、今日2つの事件を紹介しようと思うきっかけになったものが、Mortimer論文⁴です。要約しますと、Ramsay principleというのは、私法上取引がshamであるかどうかという話をしたのではなくて、制定法の目的的解释がどの程度許されるかということ議論したものだとして述べております。今日取り上げる2つの事件の前に、Ramsay principleの限界例と有効例としてBMBF事件⁵及びScottish Provident事件⁶がそこで紹介されているのですが、今日は割愛します。

それでは、今日のメインの題材であるAstell事件とMayes事件に入ります。

2. Astall v. HMRC, [2009] EWCA Civ 1010

2.1. 取引の仕組み⁷



AstellさんとEdwardsさんという方が出てきますが、Edwardsさんを見捨て、Astellさんだけ見てまいります。

Astellさんが証券を取得し、償還した際の損失(loss)が"relevant discounted securities" ("RDS" of Schedule 13 of Finance Act 1996: 適格割引証券)⁸に当たるかが問題になっています。

⁴ Matthew Mortimer, *The Breadth and Limits of the U.K. Ramsay Principle*, 57 *Tax Notes International* 445 (1 February 2010).

⁵ *Barclays Mercantile Business Finance Ltd. v. Mawson*, [2005] STC 1; [2004] UKHL 51. 今村・註1、177頁以下参照。結論として納税者勝訴。

⁶ *Scottish Provident Institution v. IRC*, [2002] STC (SCD) 252; reversed by [2005] STC 15; [2004] UKHL 52. Citibankが仕組んだ英国債に係る2つのオプション契約に関する事例。第一オプション行使に係る租税救済を納税者は請求した。2つのオプションが同時に行使されていれば、経済的に損益は発生しないはずだった。Special Commissionersは、オプションが同時に行使されない現実的な可能性があることは、一つの合成取引であると認定し得ないことを意味する、と考えたが、House of Lordsは、商業的に無意味な不確実性(commercially irrelevant contingencies)を意図的に挿入することで合成取引(composite transactions)ではなくなるという考え方はRamsay principleの破壊(destroy)であると非難し([2004] UKHL 52, para. 23)、課税庁を勝たせた。

⁷ Mortimer, note 4, p 446; [2009] EWCA Civ 1010, para 4.

⁸ Paragraph 3 of schedule 13 to the 1996 Act deals with the meaning of RDS. Under paragraph 3, the defining features of RDS are their terms for redemption. Those terms must satisfy the requirements of paragraph 3(1) of schedule 13, which, in the form in which it was in force at the relevant date, provided as follows:

Astallは信託を設定し、£ 2700を拠出した。受託者はAstallに£ 2,489,851ゼロクーポン債を£ 2,117,428で発行した。Schedule 13にいう**deep gain** (条文後掲)を償還時にもたらす二つの場面が、契約で規定されていた。

(1)発行日の二ヶ月後に元本の100.1/118のプレミアム(condition 3.2/3)…Astallは£ 2638。

(2)15年後の最終償還日(condition 3.1)

証券保有者は"the market change condition" (市場変動条件)を満たす場合第三者に証券を譲渡してよい(condition 3.9)。当該第三者はすぐに発行価格の約5%で償還を受けることもできるし、65年後に償還を受けることもできる。

証券発行後、SG Hambros Bank & Trust Ltd ("Hambros") (Jersey) が購入者に決まった。market change condition (sterling/dollar "exchange rate change": 起きない確率は15%)が発生し、Hambrosが発行価格の5%で購入したので、Astallは損失を被り、condition 3.9の償還の手続きをとった。

Astallの損失は人工的なものである、なぜなら、信託受託者が証券の償還のために支払う額が減ることと、釣り合っているからである。

Astallさんが2700ポンドを拠出して受託者に預けます。受託者が、最初、約249万ポンドのゼロクーポン債を発行します。このときに、恐らくこれは時価だと思うのですが、約212万ポンドで発行されたものをそのまま買ったということです。

Astallさんが212万ポンドを支払って、いろいろな条件が付いているものですが、(1)発行日の2ヶ月後に元本が100.1/118のプレミアムが払われ、それから15年後に最終償還日が来るということですが、何らかのmarket change conditionが満たされる場合については、第三者にその証券をAstallさんが譲渡してもいいというふうな条件になっているということです。

そのmarket change conditionというのが、sterling/dollar "exchange rate change"ということですが、ポンドとドルの為替が、ある一定水準を超えたらmarket changeなるものが発生したものであるとなっています。一応為替相場なので、契約当事者達は操作できないわけですが、為替相場が、その特定のレートを超える場合というのが85%起きるだろうと書かれてあります。15%しか起きない確率はないということなので、一応為替相場に連動させてmarket change conditionというものが発生するかもしれないということを契約書面上定めているわけですが、しかしそれが発生したら第三者に売ってもいいということです。

5%で償還を受けることもできるし、65年後に償還を受けることもできるということで、ちょっと計算してみますと、249万ポンドを212万ポンドの発行価格の5%の価格で割り算すると、約20何倍かになってくる。その20何倍かということが65年間かかるということなので、割り算というか、65分の1乗を計算しますと、年利が4.978%なので($(\frac{2489851}{2117428 \times 0.05})^{\frac{1}{65}} = 1.04978$)、65年後に満額もらえるか、

"3—(1) Subject to the following provisions of this paragraph and paragraph 14(1) below, in this Schedule "**relevant discounted security**" means any security which (whenever issued) is such that, taking the security as at the time of its issue, the amount payable on redemption—

(a) on maturity, or

(b) in the case of a security of which there may be a redemption before maturity, on at least one of the occasions on which it may be redeemed,

is or would be an amount involving a deep gain, or **might** be an amount which would involve a deep gain."

Under paragraph 3(1), it is essential that the security should be capable of being redeemed for an amount which includes a "deep gain". Sub-paragraph (3) of paragraph 3 defines "**deep gain**":

"(3) For the purposes of this Schedule the amount payable on redemption of a security involves a deep gain if—

(a) the issue price is less than the amount so payable; and

(b) the amount by which it is less represents more than the relevant percentage of the amount so payable."

[太字及び下線: 浅妻]

今すぐ5%もらえるかということは、そんなに変わこな数字ではないのだろうと思います。

一応、market change conditionは契約当事者から見て操作不能な為替相場と連携させて設計されているし、5%もしくは65年後の償還という数字もそんなにおかしな数字ではないね、と見受けられるわけですが、そうすることによってAstallさんは損失が発生します。212万ポンドで買ったものについて95%割引で買われてしまうわけですので、Astallさんは損をしてしまうということです。ここでAstallさんが主張する損失は、率直な感想として人工的なものですねという印象を受けます。

2.2. 裁判所の判断

裁判所の判断としては、原告の請求を棄却ということで一貫しています。

Special Commissioner ([2008] STC (SCD) 142: Dr John F Avery Jones CBE) 請求棄却

High Court ([2008] EWHC 1471 (Ch): Smith J) 棄却

Court of Appeals ([2009] EWCA Civ 1010: Arden LJ, agreed by Keene LJ & Sullivan LJ) 棄却

para 60 一見したところ、上告人Astallの主張を助ける事情として、議会は、償還のための代金が、発行代金とは別に積み立てられてなければならない、という条件を記入しなかった。

para 61 しかし、問題は、証券の償還に用いられる資金について条件があるか、ではない。問題は、償還条件が償還時にdeep gainをもたらすものであるか、である。目的的解释として、所得税に服する利益を生み出す可能性のある規定がなければならない。所有者に真の利益をもたらすものではなく租税利益をとるために挿入されたにすぎない。

para 62 裁判所は取引全体の流れを考慮する権限がある (regard to the full sequence of the transaction)。重要な要素はarm's lengthでない。早期償却が行使された上告人は得をしない、という事実を裁判所は考慮してよい。

para 63 信託受託者のすべきことが償却価格に影響する現実味はない。更に信託に積み立てられた資金とconditions 3.2/3の下で支払うプレミアムは釣り合っている。

para 64 Mawson [BMBF事件・註5]では循環金融に焦点が当たらなかったが、制定法の要件がlessorsの行為のみにかかっていたためであり、distinguishableである。

Court of Appealsのパラグラフ60からレジюмеに掲げてありますけれども、読み上げますが、Astallさんは、上告人の主張を助ける事情として、議会としては、償還代金が、発行代金とは別に積み立てられていなければいけないという条件はないですということで、Astallさんは、ただ2700ポンドしか預けていないわけですから、ここに65年後返すお金など本当はないわけですがけれども、65年後償還しますということについて、そんなものはないということです。

パラグラフ61ですが、問題は証券の償還に当たる資金について条件があるか、ではなくて、償還条件が償還時にdeep gainをもたらすものであるかが規定の焦点であるというふうにまず言います。そして、目的的解释としては、所得税に関する利益を生み出す可能性のある規定が取引条件としてなければいけないということがあって、所有者に真の利益をもたらすものではなく、単なるタックスメリット(租税利益)を取るために挿入されたにすぎないものである。

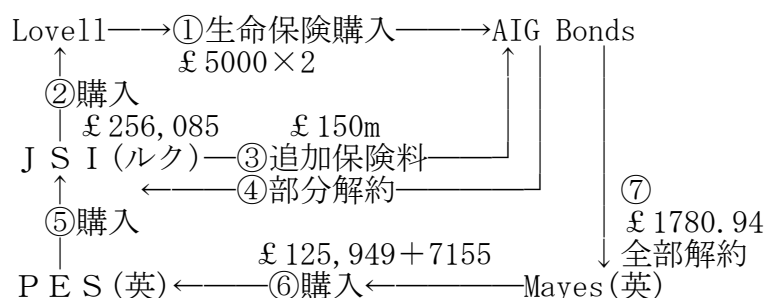
そうすると、パラグラフ62ですが、裁判所としては、取引全体の流れを考慮する権限がある (regard to the full sequence of the transaction)。そして、重要な要素がarm's lengthとして仕組まれていないので、今すぐ5%で償還されるということについて、上告人は何も得をしない。そういったことについて裁判所は考慮してよろしいのだというふうに言います。

パラグラフ63で、信託受託者のすべきことが償却価格に影響しているということはちょっと考えられないということで、結論としては、これは人工的なものですねということで、どちらかという Ramsay principleよりの判決を出したというものです。

Westmoreland事件を教わったときに、これで英国判例の流れは随分変わったのかなと思ったのですが、しかし、課税当局が勝つ事案がないわけではないということが一応いえます。

3. Mayes v. HMRC, [2011] EWCA Civ 407⁹

3.1. 取引の仕組み¹⁰



SHIPS 2と呼ばれる租税回避商品——A central feature of SHIPS 2 was the purchase by a non-resident company of non-qualifying life assurance policies called AIG Bonds ... followed, very soon after, by their partial surrender and a withdrawal of funds. The principal point in dispute is whether, ... those pre-ordained, composite, artificial and tax-motivated events in SHIPS 2 are to be disregarded for fiscal purposes. (para 1)

- ①2002年4月2日 Jersey居住者たるMr. LovellがAIGからAIG Bonds (妻のための生命保険)を2本買い、1本あたり£5000の保険料を支払った。
- ②2003年3月6日 Lovell氏はルクセンブルク法人JSI (January Storm Investments SA)にBondsを譲渡した。対価は£256,085。
- ③2003年3月7日 JSIがAIGにtop-up premium (追加保険料)として第一Bond内の各証券のために£375,000ずつを、第二Bond内の各証券のために£50,000ずつを支払った。合計支払額は£150 million。HMRCはpremiumであることを受け入れた。
- ④2003年3月31日 JSIは証券の部分解約 (partial surrender) をして③の支払額をAIGから引き戻した。
- ⑤2003年11月6日 JSIはBondsをイングランド組合たるPES (PE Shirley & Co LLP)に譲渡した。
- ⑥2003年12月18日 PESが英国居住者たるMr. MayesにBondsを£125,949 (第一Bond内の5証券)及び£7,155 (第二Bond内の2証券)で譲渡した。
- ⑦2004年1月13日 Mayes氏はAIGに両Bonds全てについて解約した (surrendered in whole)。£1,780.94を残余保険金として受け取った。

SHIPS 2と呼ばれる節税商品 (租税回避というべきでしょうが) の特徴は次のようなものだと説明されています。非居住法人がAIGボンドを購入をする。その後すぐにpartial surrender (とりあえず部分解約と訳しておきます) をして資金を引き揚げる。そして、本件の主たる争点 (the principal point in dispute) としては、予め仕組まれた人為的なイベントとしての部分解約と、部分解約の後のwhole surrender (とりあえず全部解約と訳しておきます) とが対応しているかどうかということが争点であります。

①として、Lovellさんという方がAIGボンドについて2本購入したとあります。

②として、Lovellさんが買った生命保険証券を、ルクセンブルク法人であるJSIが25万ポンドで購入した。

⁹ 今村隆先生より英国でのGAAR (general anti-avoidance rule)ではなくgeneral anti-abuse rule:

<http://www.hmrc.gov.uk/avoidance/gaar.htm> 導入の契機の一つとしてMayes事件のHMRC敗訴があるとご教示いただいた。感謝申し上げます。岡直樹「【海外論文紹介】GAAR STUDY: 包括型租税回避對抗規定が英国税制に導入されるべきか否かについての検討- アーロンソン報告書 (2011年11月11日)」租税研究766号469頁以下、479頁、498頁(2013.8); GAAR STUDY: A study to consider whether a general anti-avoidance rule should be introduced into the UK tax system - Report by Graham Aaronson QC (11 November 2011) (http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20130129110402/http://www.hm-treasury.gov.uk/d/gaar_final_report_111111.pdf)

¹⁰ Mortimer, note 4, p 448; [2011] EWCA Civ 407, para 30.

③として、JSIが、£ 150m (最初単位を読み間違えたかと思いましたが、1.5億ポンド)、AIGボンドに対してプレミアムとして支払ったということですが、これは適切なものとHMRCは認めています。

④として、その後すぐに部分解約したので、150ミリオンポンドをプレミアムとして払ったのですが、すぐ戻ってくるわけです。

⑤として、生命保険証書をJSIから、今度は英国パートナーシップであるところのPESというところを買ってくる。PESが今度、証書の保有者になる。

⑥として、それをMayesさんが、12万ポンドと7000ポンドで購入する。

⑦として、購入したすぐ後に、Mayesさんが全部解約して1780ポンドだけ返してもらおうということなので、Mayesさんが損するということですから、この損が不自然に吊り上げられているわけです。

③で150ミリオンポンド払って、④で150ミリオンポンド返してもらったわけですが、そういった生命保険証書に含まれている利益について、Mayesさんが買ったのだけれども、すぐ解約したので1780ポンドしか戻ってこない。その結果として、⑦で187万ポンドのロスが発生しましたとMayesさんは主張しているということです。

間にルクセンブルク法人が挟まって、ルクセンブルク法人がプレミアムをたくさん払い、すぐ解約して、すぐ戻してもらう。そうすると、1回プレミアムとして控除して、解約で返してもらったわけですから、1回ルクセンブルク法人にはゲインが発生します。

そのゲインが発生している生命保険証書をMayesさんが間接的に購入しまして、Mayesさんがすぐに解約すると、150ミリオンポンドのルクセンブルク法人が得たゲインに関して、Mayesさんに多額のロスが発生しますというのが、この租税回避商品の鍵ということです。一度ゲインが発生した生命保険証書をMayesさんが買っているのだから、Mayesさんが全部解約した場合に損失を主張できるのだというのが原告の主張です。

英国課税庁側としては、1回ゲインがルクセンブルク法人に発生して、ルクセンブルク法人に発生したゲインとMayesさんが主張するロスが対応するとはいっても、ルクセンブルク法人が得たゲインについて、当然英国は課税できない。一方で英国管轄下であるMayesさんがロスだけ主張するということです。なので、HMRCとしては当然、こんなものは納得できないというふうに言ってくるわけです。

なぜこのような馬鹿げた租税回避商品が可能となるような規定があるかについてですが、1回別のところで部分解約によるゲインが発生した場合に、規定の想定としては英国課税管轄下にある人が部分解約によってゲインを得て、代わりに、次の生命保険証書所有者であるMayesさんがロスを主張する、そういう場合ならば、一応ゲインとロスが対応するものとして、Mayesさんの全部解約によるロスについては認めてあげましょうというのが規定の趣旨であるということです。しかし、その生命保険証書に関するゲインが外国法人に発生したものである本件については、HMRCとしては到底納得できないという話です。

3.2. 裁判所の判断

Special Commissioners ([2009] STC (SCD) 181: Dr David Williams)・・・reliefの主張を棄却。JSIの投資と払戻しは、予め仕組まれた自動キャンセルのものであって対応損失控除を生み出す以外の商業目的がない(prearranged self-canceling steps with no commercial purpose other than to generate the corresponding deficiency relief)とした。

High Court ([2009] EWHC 2443 (Ch): Proudman J)・・・逆転

para 20 corresponding deficiency reliefの目的について、それは生命保険証書への長期投資及び保有の促進である。

para 32 利益、損失、課税時は、制定法の目的に沿うよう設計された人工的概念である。("gain", "loss" and "chargeable event" are artificial constructs designed for the purposes of the statute.)

para 34 支払いが租税に動機付けられているとか循環金融とかいうだけでは裁判所が取引を無視することは正当化されない。shamは別として、制定法の中に循環金融を弾く手掛かりがある場合だけ裁判所は無視することができる。(The fact that a payment is tax-motivated and even circular does not by itself entitle the court to ignore it. It can only be ignored (absent sham) if there is some indication in the statute that circular payments are not to count.)

Court of Appeals ([2011] EWCA Civ 407: Mummery LJ; agreed by Thomas LJ & Toulson LJ)・・・HMRCの上告を棄却。

para 68 ③のJSI→AIG支払いがpremiumであるか、そして④のAIG→JSI払い戻しがa partial surrender of a life assurance policyであるか、が問題である。

para 58 HMRCは、③④が予め計画された一時的なものであって一つの複合取引であるからICTAは適用されないと主張している(pre-planned to be both temporary and temporally proximate, formed a single composite transaction to which the ICTA provisions could have no application.)。

para 74 第一に、Ramsay判例は、人工的合成取引について、self-cancellingで租税回避目的以外の商業目的がないということから取引過程の一部が税務上無視されるという理由で、租税回避潰しを認める特別な法理を著したものではない。Ramsay原則は、全ての法律の目的及び文理解釈の一般原則である(the general principle of purposive and contextual construction of all legislation)。

para 76 第二に、HMRCは特別な法理の存在を論証してない。

para 77 第三に、生命保険証書課税に関する所得税法の適切な解釈として、規定の適用対象となる取引に関する要件は、最終的結果即ち損失の発生に焦点を当てたものではない。本件は、先の実際の保険料支払いが実際の保険証書になされ先に実際に解約がされた結果である(the all- important corresponding deficiency relief available under s. 549 was the product of real premiums paid at an earlier stage for real life policies and real surrenders made at an earlier stage.)。corresponding deficiency創出が節税目的であったとしても、裁判所は無視できない。

para 78 第四に、③の保険料支払いと④の部分解約がself-cancellingであるからといって無視することは誤りである。③は、Bondsの利益を保持するための保険料という法的性格(legal nature)を有し、④は、部分解約という形での金員の取り戻しという性格を有する。それらは真の法的効果を持つ真正な法的事象である(genuine legal events with real legal effects)。

裁判所の判断ですが、Special Commissionersの段階では、HMRCが勝ちました。JSIが、最初150ミリオンポンドのプレミアムを払って、またすぐ部分解約で取り戻すということについては、prearranged self-canceling steps with no commercial purpose(あらかじめ仕組まれた自動キャンセルのもの)であって、対応損失控除を生み出す以外の商業目的がないということで、business purpose doctrineみたいな発想だなという印象を受けました。

ところが、High Courtでひっくり返りまして、Court of Appealsではそのまま維持されて、HMRCが負けたというのが裁判所の判断の流れです。

まずHigh Courtですが、対応損失控除について、生命保険証書について、長期投資及び保有の促進である、生命保険証書を誰かが買って、誰か買った人が部分解約によってゲインを得る、その生命保険証書を譲り受けた第2の所有者がロスを生じた場合に、ちゃんとロスを認めてあげる、そうすることで、最初、第1保有者である生命保険証書の長期投資が妨げられないというのが対応損失控除の目的だというふうに言うわけです。

利益、損失、課税時というのは、制定法の目的に沿うようにデザインされた人工的概念であると述べられている部分について、納税者側の主張は経済的におかしいのではないかと課税当局としては考えていても、租税法で主張されるところの利益とか損失とかといったものは、何か経済的な生のもを取り込んでいるわけではなくて、あくまでも法律によって規定されたものにすぎない人工的なものであると裁判所は言うわけです。単に支払いが租税(タックス)に動機付けられてい

るか、循環金融かというだけで裁判所が取引を無視するということは正当化できないと言います。

そして、sham取引であれば別だけれどもと書いてあるのですが、制定法の中に、循環金融をはじくような手掛かりがある場合だけ裁判所は、そういった何らかのおかしい取引のステップを無視することができるのだと言っています。

Court of Appealsで、やはりその判断が維持されまして、いろいろ書いてありますが、パラグラフ68から何が書いてあるかという、端的に、租税法規がどのような規定をしているかということを書き述べています。

JSIがAIGボンドに対してプレミアムを支払った。それから、④AIGがJSIに払い戻しをしたということが本件のまず問題であると言いまして、この③、④の取引段階というものが、予め計画されたものであって、ひとまとまりの合成取引であるから所得税法の規定は適用されない、と課税当局側は主張する。しかし、パラグラフ74、Ramsay判決というものは、人工的な合成取引について、self-cancellingで租税回避目的以外の商業目的がないということから取引過程の一部が税務上無視されるということを使ったものではない、と述べます。ここでも強調されるわけですが、Ramsay principleは、単に法律の目的的解释、それから文理解釈の一般原則を述べたに過ぎない、だから特別なことを言ったものではありませんと述べます。

そして、パラグラフ76を飛ばしまして77ですが、生命保険証書課税に関する所得税法の適切な解釈として、規定の適用対象に関する要件は、最終的な結果、損失の発生に焦点を当てたものにはなっていない。本件は、先の実際の保険料支払いが実際の保険証書になされ、先に実際に解約がなされた結果である。すなわち、本件でいうと、JSIがプレミアムを支払って、そして部分解約で取り戻しを受けたということが一番のポイントです。

それに対応する損失(corresponding deficiency)を作り出すことが節税(租税回避)目的であったとしても、節税という表現は、われわれ日本人からするとあまりよくなくて、議会の目的にも沿っていないのではないかと、説明するときはどうかと思いますが、節税目的であったとしても、裁判所は無視できない。

そうすると、self-cancellingであるからといって無視できるということではないのであって、ボンドの利益を保持するための保険料という法的性格がある、一応③において支払いはしている、そして④で部分解約という金銭取り戻しという性格がある、それが真の法的効果を持つ真正な法的事象であると言っています。

3.3. 小括

日本人からすると、ずっと前のWestminster事件で英国判例というのは随分と納税者の肩を持つ傾向なのだという印象を持ち、その後、Ramsay判決が出て、今度は英国判例は割と課税当局の肩を持つのだという印象を持ち、その後、Westmoreland判決でひっくり返って、また英国判例は納税者側に寄ったのかなという印象を受けました。しかし、その後の事件を見ていくと、【Ramsay原則があるから納税者が負ける】とは一概には言えないけれども、納税者が負ける事例もあるにはあるという状況であるということが言えます。

4. composite transaction / step transaction に関する考察

4.1. composite transaction / step transaction と私法との関係

何か取引があって、その取引がいかにも人工的で、経済的実質を伴わないのではないかと、ふうにわれわれが印象として抱くことがあります。そのときに、課税当局側としてはどのような主張をするかについては、2つの段階があると今までは議論されています。

第一:私法上取引が真正なものではないのではないかと筋の主張。
 第二:私法上は真正な取引ではないとまでは言わないが、租税法の適用に当たって取引全体を見るとおかしいという、租税法の適用段階の問題。

私法上の性質決定の問題なのか、租税法の解釈適用の問題なのかということが、区別して議論

されています。

先ほど申し上げたとおり、Ramsay判決は、判決文の字面を信じれば、第一の私法上の取引の性質決定の事案ではなくて、第二の租税法の解釈適用の段階で判断を出したものであると理解できます。これは、租税法だけの問題ではないと私は思っています。いろいろ規制があるわけですが、私法においても規制はいっぱいあるわけです。

私法における規制との対比

- (1) D社がEFGを雇っているが、Eだけ解雇したいので、一旦D社を潰し、EFGに退職金を払う。すぐにD₂社を設立し、FGだけ雇う。……D社の破産は有効か？
- (2) Aが己の唯一の相続人であるBに財産を遺したくない(遺留分を主張させたくない)と考え、Aは友人のCから役務提供(例えば肩揉み)を受け、役務の対価として十億円の金員を支払う。勿論Cは所得税の納税義務を負うことを覚悟している。……十億円は対価として認められるか？贈与であると認定されるか？これは私法における性質決定の問題であるが、私法の法的規律の潜脱も問題となりうる。
- (3) 日本でstep transactionとは呼ばれていないが、5年退職事件・最判昭和58年9月9日民集37巻7号962頁、10年退職事件・最判昭和58年12月6日訟月30巻6号1065頁は、退職に関する租税法令の解釈適用の問題といえまいか？(私法上の退職の認否は争点外？)

(1) 例えば、解雇が有効かどうかということがよく問題となるわけですがけれども、Dという会社がEさん、Fさん、Gさんという3人従業員を雇っているという状況で、どうもEさんは邪魔なので解雇したいのだけれども、Eさんだけ解雇するにしても、従来の判例法理で、なかなかすぐに解雇ということもできないので、1回まずD社を潰したことにして、E、F、Gに退職金を支払ったことにする。その後すぐにD₂という似たような会社を作って、FさんとGさんだけ雇うということにすれば、Eさんを解雇したことと実質的には同じことができるわけです。このときに、1回D社を破産させましたということが有効なのかどうかということが労働法の適用に関して問題となると労働法の先生から教わることがあります。

(2) 次の例は、私自身が聞いたわけではありませんが、日本では同性婚ができませんところ、実際同性愛の方々にとって相続法が問題となることがあると人伝に教わることがあるものです。

Aさんが、昔結婚して子供Bさんを産みました。BさんとAさんの仲が悪いので、Aさんとしては自分の持っている財産をBに相続させたくないと思っています。ですが、Bさんが子供であるとする、何かよほどひどいことをしていない限りは相続人から廃除できませんので、仮に遺言を書いたとしても、Bさんとしては遺留分を主張することができてしまう。Aとしては何が何でもBに財産を残したくない、遺留分の主張も認めたくないと思ったときにどうするかということですが、例えばということですが、Aさんは何とかして財産をCさんに譲り渡したいと思っているというときに、AさんがCさんに財産を贈与しますと、贈与した財産も遺留分の対象になってきますので、贈与しても、この相続法の規制からは逃れられないわけです。

では、贈与ではなく対価の形にしようということで、CさんがAさんに何か役務提供をしたことにする。役務提供の対価として10億円払ったというふうな法形式を一応作る。Cさんとしては、役務提供の対価なので、ちゃんと所得税の納税義務を果たしますという。租税法の問題ではなくて、遺留分の問題として、AからCに対して10億円が対価として支払われたということが出来るか、すなわち、贈与ではない、或いは遺留分の主張は認められないということが出来るかどうかということが、私法の取引に関する私法の規制の問題として出てくるということです。

私は民法の専門家ではないので、民法の先生或いは裁判所がどのように言うか分からないのですが、2つの可能性があると思います。第一に、10億円の対価を支払いましたと言っているのですが、肩もみしたことについて10億円対価を支払うというのは、いくら何でも私法上の契約の合理的な解釈としておかしい。だから、契約解釈の側面において、AからCに対する10億円の対価支払いは否認されるという筋が1本考えられます。

第二に、契約自由ということ認めつつも、【Bに相続させないという遺言があったとしてもBさん

は遺留分を主張することができる、そうすることでBさんのその後の生活の安定を図るとというのが相続法の目的である】という政策を重視して、その相続法の趣旨・目的に即した解釈として、10億円の対価と称されているものについては贈与であると相続法上性質決定してしまうということが考えられます。

我々租税法の人間は、私法における契約解釈と、租税法の趣旨・目的に即した解釈ということを懸命に議論しているわけですが、必ずしもそれは租税法だけの問題ではなくて、私法でも問題となる。労働法が私法かという微妙なところもあるかもしれませんが、相続法は誰が見ても私法だろうと思います。ただ、私法といえども相続法・家族法はかなり規制が厳しい。ここで、規制の回避が許されるかどうかということが、恐らく民法の側としては問題となる。そうすると、その契約が嘘(偽装行為)であるという筋の主張をするか、契約が嘘であるとまではいえなくとも、私法(ここでいえば相続法)の趣旨・目的に即して、Aさんが主張するような私法上の効果を認めないということがあるのかということが論点となるのではないかと考えられるわけです。

(3) また、step transaction法理の事件とは言われていないと思うのですが、5年退職事件、それから10年退職事件も、これも一種のstep transactionだったのかなと今になって思います。あの事件で裁判所が問題としたのは、退職が発生したかどうかという認定です。認定としては退職という事実がないので、退職所得としては扱うことができませんというふうに裁判所は言ったわけですが、あの事件が私法上の退職を認定した事案だったのか、それとも、所得税法に規定するところの退職の概念を議論したものなのかということについては、どちらの筋も一応あり得るのではないかと思います。私法上は退職していないと認定したといえるかについて、それは契約自由の原則に照らして裁判所による介入のしすぎであるかのような印象も抱くのですが、所得税法の解釈として、所得税法が予定するところの退職には当たらないと認定した事件といえるのかもしれないと、Ramsay判決との比較で考える次第です。尤も、この点は皆様の間でもご批判があるかもしれません。退職事件について、どちらの理解が適切か即断しがたいのですが、私法上退職が嘘であるという可能性と、租税法の趣旨・目的に即した解釈の問題の可能性と、両方を一応考えた方がよろしいのだろうと思います。

4.2. フィルムリース事件・最判平成 18 年 1 月 24 日民集 60 卷 1 号 252 頁

日本でstep transactionが問題となりかけた事案として最も重要なものは、フィルムリース事件だろうと思います。大阪高裁が、お金がぐるぐる回っているのだから、あれは私法上、真に映画に関する権利を取得したのではないのだと言いました。大阪高裁の論理は、その後最高裁で支持されませんでしたけれども、私法上の問題としてアタックしたものです。

それに対して最高裁は、私法上の性質決定の問題からは逃げまして、租税法の解釈適用として減価償却の規定の趣旨・目的に照らして、納税者の主張を切り捨てたのですが、Ramsay判決との比較で考えますと、フィルムリース事件に関する最高裁の判断は、法人税法の趣旨・目的に即した解釈をしていると字面上は読めます。

その後、今日見たAstell事件にしるMayes事件にしる、私法上の取引がshamであるという認定の余地が絶対には書いていないのですが、ただ、私法上の取引がshamであるという認定をして、裁判所が勝たせるという筋は、どうも英国ではあまりないのではないかと見受けられます。

裁判所がやったことは、租税法の趣旨・目的に照らして、納税者が採用した取引構造が、その規定の趣旨・目的に沿っているか、或いは規定の趣旨・目的を裁判所が考える際に、資金手当てについて制定法が言及しているかどうかといったことを英国の裁判所は言っていました。判決文に明示されない実質的な判断がどうであったかまでは分かりませんが、少なくとも表面的には、あくまでも制定法の解釈をやっているという建前です。

実質的には「この取引はけしからん」と言いたくなることもたまにはありそうですが、ただ、英国裁判所の判決の書き方としては、制定法の趣旨・目的に即した解釈ということで、私法上の取引が嘘

であるということは(絶対ではないものの)あまりないのかな、と感じます。¹¹

私は、フィルムリース事件について大阪高裁の判決文は、字面としては悪いところもあるけれども、筋としてはあり得るのではないかなと、フィルムリース事件を評釈¹²した頃は思っていました。特に、映画の有体物としてのフィルムの価格(著作権等抜きの減価償却の基礎となる価格)として約80億円というのは、先ほどの肩もみの対価が10億円というのと同じ位、異常なものであると思えるからです。最高裁が私法上の性質決定の判断を回避したことについては若干残念に思っているのですが、今日見た英国の事例などを見ていくと、私法上取引が嘘であると述べることは裁判所にとって難しいのかなと、少し考え方が日和ってきてしまったところがあります。

ただ、一方で、仮想設例ではありますが前述(4.1)の②の遺留分回避事案などが起きたとしましたら、民法の先生や裁判所は、もしかしたら、「10億円の対価などというのは幾ら何でもおかしい」と言うことがあるのではないかとも思います。

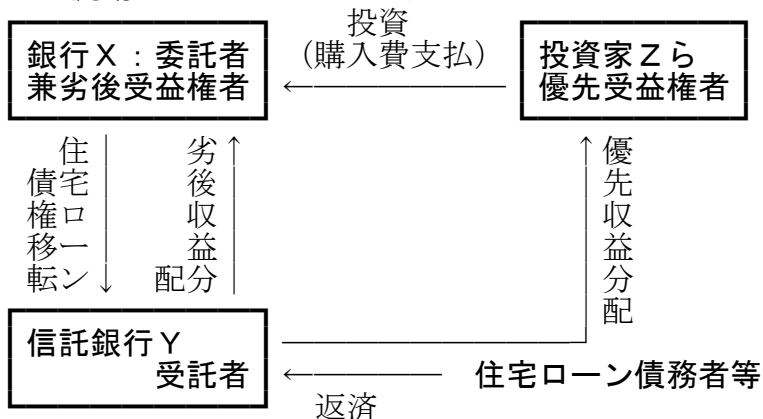
4.3. 小括

以上が、今日の前半部分です。今日の報告のためにcomposite transaction / step transactionと私法上の嘘という認定との関係についてあれこれ考えてみたのですが、考えていくとよく分からない。よく分からないなりに、【私法上嘘であるということは、絶対ないとは言わないけれども、かなりハードルが高いらしい】ということと、【判決文の書き方としては制定法の趣旨・目的に即した解釈をやっているのですという立て付けで書かれることが多いらしい】ということのように思います。

5. 信託受益権の複層化と課税方法

これからは理想論的な話になっていきます。租研で実務的でない話をするのは少し心苦しいのですが、お許し下さい。信託に関して勉強する機会をいただいておりますところ、信託受益権の複層化(複数の受益権者に按分的に受益権が帰属するのではなく、受益権(者)間で優先劣後関係があるようなパターン)に関しまして、どのように課税をするかということが議論されています。流動化パターン、後継ぎ遺贈パターンととりあえず呼んでおきます。

5.1. 流動化 securitization パターン



銀行X:委託者…原資産(住宅ローン債権等)を信託財産として設定する。

信託銀行Y:受託者

投資家Z_{1~n}:優先受益権者…優先受益権を時価で購入し、住宅ローン債権等の回収の都度、契約で決められた利率の支払いを受ける。

銀行X:劣後受益権者…Zらの購入費を間接的に受け取ることで当座の資金需要を満足させる。

¹¹ 但し後述のフロアからのご指摘に留意。

¹² 浅妻章如「映画フィルムの所有権の帰属に関する判断を避け、減価償却資産の範囲に含まれない場合を示した事例」法学協会雑誌125巻10号2363-2388頁(2008)。

優先受益権者への支払いが済んだ後で余剰があれば受け取る。¹³

まず流動化の方ですが、銀行Xが原資産として住宅ローンなどの債権を持っています。この銀行Xが持っている住宅ローン債権をYに信託財産として設定して移転させます。信託銀行Yが、今度住宅ローン債権の形式的な保有者ということになって、優先受益権と劣後受益権を発行します。

優先受益権を投資家Zたちが購入する。Zとしては、この住宅ローン債務者等が支払う利子支払い等を、信託銀行Yを介して優先的に配当してもらおう。端的にいうと、Xが住宅ローン債権等を持っているのだけでも、何かしら資金需要が生じたので、住宅ローン債権を証券化して今すぐ現金が欲しい、そこで、投資家Zに住宅ローン債権を信託の優先受益権という形で買ってもらうという形で、Xが投資家Zから資金調達をするというのがsecuritizationのパターンと考えられます。

Zに優先配当を支払うのですが、最後、Xとしても劣後受益権者として、なにがしか残っていれば劣後的に配当を受けることができるというパターンが、まず信託受益権の複層化として考えられていると見受けられます。

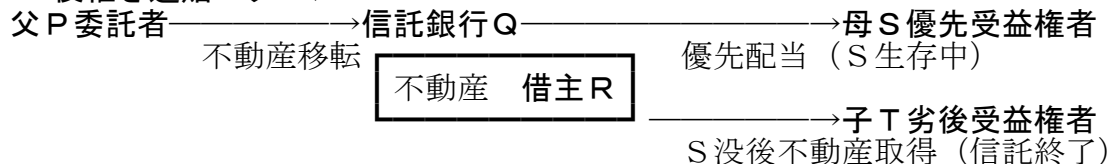
原資産(住宅ローン債権)の法形式上の所有者は受託者Yですが、租税法上は受益権者が所有者であるという前提で考えるといいますが、受益権者が按分的に権利を持っているのではなくて副層的に(優先劣後関係で)権利が設計されているという場面では按分的発想が馴染みません。そこで次のようなことが考えられます。

equity/debt擬制モデル…優先受益権者と劣後受益権者のうち、どちらか所有者(ownerまたはequity holder)っぽい人を見いだして、所有者っぽい人から、所有者っぽくないdebt holder的な人に対する利子支払いと観念する。

この設例で、Xが劣後受益権者として住宅ローン債権に関する所有者的な立場にあると見ることができるとすると、信託銀行Yを介した信託受益権に関する優先配当という立て付けですけれども、ここを透明(transparent)扱いし、住宅ローン債務者等からのローン回収を原資として、銀行Xが投資家Zに対して利子支払いをすればよろしいのではないかと。劣後受益権者、優先受益権者等々、その信託受益権に関して、誰か所有者っぽい人を見いだして、所有者っぽい人と、その所有者っぽい人に対するdebt holder(Z)の関係を観念していくというモデルです。

このモデルの欠点としましては、図を見ると何となくXが所有者っぽい立場で、Zがdebt holderっぽい立場に見えるのですが、取引条件を色々仕組むことが可能な中で、Zが確定利率としての優先配当を受け取るのであればdebt holderっぽい一方、Zが住宅ローン債権回収に強く連動した形で優先配当を受けるとい優先受益権を仕組むとしますと、場合によっては、むしろZの方が住宅ローン債権に関する所有者っぽい立場にあるのではないかと事例が出てくる可能性もあります。常に劣後受益権者=equity holderとなるとは限らない、という問題です。信託契約の条件次第では、Zがequity holderで、銀行Xの方がdebt holderとした方がよろしいということもあり得るのではないかと欠点です。

5.2. 後継ぎ遺贈パターン



父P:委託者…不動産を信託財産として設定する。

¹³具体的な事例として、東京地判平成24年11月2日平成22年(行ウ)693号。参照:吉村政穂・判解・ジュリスト1451号8-9頁(2013.3);浅妻章如・判研・立教法学77号204-185(83-102)頁(2013.3)

<http://www.rikkyo.ac.jp/law/output/rituhou/87/07.pdf>。東京地裁判決に賛成できなかったのが批判的な評釈を書いたが、高裁判決は未だ聞いていない。

信託銀行Q:受託者

母S:優先受益権者…Sが死ぬまで当該不動産からの賃料を受ける、或いはSがそこに住む。

子T:劣後受益権者…Sの死後、当該不動産に関する権利を取得する。

父Pが不動産を持っています。信託銀行Qに対して不動産を信託財産として設定して移転します。不動産については、借り主Rがいて、賃料を支払っています。優先受益権を母Sに設定しまして、母Sが活着している間は優先配当を受ける。すなわち借り主Rが支払う賃料をそのままSが優先的に受け取る。母Sが死んだら、子供Tが今度は不動産に関する権利を取得する。そのまま信託契約が続行しても構いませんし、もしかしたらTが十分に大人であるとすれば、もう信託を終了させて、不動産の所有権を子供のTに移転させるということもあるかもしれません。

特定の人、この場合ではSが活着している間は優先的に配当を受けさせ、それが終わったら、劣後的に今度はTに渡す。ここで先述のequity/debt擬制モデルを当てはめると、最終的にTさんが受け取るのであれば、Tさんがequity holderっぽいと考えればよろしいのではないかと考えられます。信託銀行Qが不動産所有者ということに形式的にはなっていますが、信託税制の当てはめとしては、まずTが不動産の保有者であるという前提で、例えば不動産に関する減価償却等についても、Tが計上し、TがSに対して利子支払いをしているものとして考えることとなります。

先ほど申し上げたのと同様に、Tをequity holderっぽいと考えることができるのであれば直観に適用のですが、しかし、何の要素に着目してequity holderを判定するかについては、色々考え方があられるかもしれない、という欠点があります。Sがequity holderで、自分が死んだ後、財産を取られるという債務をTに対して負っているという考え方もありうるのではないかと考えられます。equity holderを観念することは、直観的ではあっても安定的な法制度にはなりにくいのではないかと欠点があります。

equity/debtの擬制って難しいですね、といったことを中里先生の下で勉強しておりましたが、或る日私が思い付きで、OIDルールの発想を信託受益権に当てはめることは考えられないか、と申し上げまして、ならばモデルを作ってみてはと言われたので、考えてみましたというのが、これから申し上げる部分です。

6. 理想論的金融所得課税モデル

6.1. 橋本慎一郎論文

橋本慎一郎さんは、私が大学院の博士課程にいたときに修士課程にいらっしゃった方で、その後実務家になりましたので、学界で知名度は低いかもしれませんが、この修士論文¹⁴は日本の金融所得課税の論文の中の1つの金字塔と云ってよいのではないかと私は思っています。

橋本さんが何を書いたかという、基本的には、受け取る方ではなくて、debt/equity等についての発行者側で、どういう場合に控除を認めるのがよろしいかという論点について書いたものなので、その点で、私の今日の着眼点は受け取り側の課税でしてズレてはおります。発行者側で利子控除を主張できるかどうかということに関しまして、debtなら控除できる、equityなら控除できないというのが従来の租税法の常識ですが、debt/equityの区別というのは無理だと言われます。

投資と、それに対するリターンというものは、結局のところtime value of moneyとbet(定訳がないのですが、博打など不確実性だと思ってください)しかないとおっしゃっています。detかequityかという区別は諦めて、time value of moneyとbetしかない考える。そして、アメリカのOIDルールを、様々なderivative商品に汎用化させていきましょう、というのが橋本論文の主張です。

6.2. OID (original issue discount)ルールの発想

割引債等につきまして、実現時に所得を認識し課税するというやりかたに対し、時価主義的に利子が発生しているという前提で所得を計算していきましょう、発行者側としては利子控除を認めていきましょうというのがOIDルールの基本的な発想です。

¹⁴ 橋本慎一郎「OIDルールのデリバティブへの拡張」国家学会雑誌118巻5=6号600頁(2004)。

例えば、第3年度末に1000が支払われるという債権があるとして、これを第0年度末に751で購入した場合(税引前割引率年10%)を考えていきます。751で買ったものが、3年後に1000返ってくるということなので、249が第3年度末に発生するというのが純粋な実現主義です。

一方で、時価主義的に考えると、第1年度末に75の利子が発生し、第2年度末に83の利子が発生し、第3年度末に91の利子所得が発生すると考えるべきです。

時価主義ならばロックイン効果は起きませんが、実現主義の下ですと、第1年度末にその債権を売却する場合、75のキャピタルゲインが発生してしまう。しかし、持ち続けていれば、第3年度末に249の所得を発生するという形で、75の所得を繰り延べることができるわけですので、実現主義は、どのタイミングで売るかということについて歪み(ロックイン効果)が発生します。

なるべく時価主義的に考えていきたいと思いますというOIDルール of 基本的な発想ですと、債権を保持していようが、売っていようが、とにかく第1年度末には75の利子所得を発生させます。そして、basisを751から826に引き上げ、第2年度末に83、同じように第3年度末に91の所得を認識すれば、時価主義的な課税扱いになるので、ロックイン効果は防げます。

また、第3年度末の実現時に課税するというのを維持し続けるのであれば、249の所得が第3年度末に発生したと考えるのではなくて、第1年度末に発生した75の所得についても、第2年度・第3年度中に10%リターンを発生させていきたいと思いますという擬制的な考え方をします。第3年度末に課税することを維持しつつ時価主義課税との均衡を保つためには、 $75 \times 1.1^2 + 83 \times 1.1 + 91 = 273$ を第3年度末の所得として認識し課税する、こうすれば、実現主義的な課税であっても、時価主義課税的な経済的ポジションを達成することができます。

第0年度末から第3年度末までの3分割で考えてきましたが、半年ごと、月ごと、週ごと、日ごと、と細かく考えた方が正確になります。無限に細かく分割する、無限分割¹⁵で考えていきますと、例えば第3年度末に1000支払われるようなものについて、3年前、第0年度末に800で購入した場合に

ついて、対数を取っていくと $\ln \frac{1000}{800} = 0.223$ なので(22.3%の利回りとして表現してよいかそこは不正

確な表現ではありませんが)、22.3%の利回りの無限分割無限複利と考えてみます。22.3%の利回りのうちの第1年度、すなわち3分の1が経過した時点で、 $800 \times e^{0.223 \times (1/3)} \approx 862$ より、第1年度には62の所得が発生したものと考えます。第2年度末に $800 \times e^{0.223 \times (2/3)} \approx 928$ より $928 - 862 = 66$ の所得が発生したものとし、第3年度末に残り72の所得が発生したものと扱えば計算できます。

第3年度末に課税するというのを動かさないとしますと、結局、22.3%の利回り(?)が、(税率30%として)0.7倍になればよろしいので、 $0.223 \times 0.7 = 0.1561$ より、第0年度末に800で買ったものについて、 $800 \times e^{0.1561} \approx 935$ より $1000 - 935 = 65$ の税を第3年度末に課すとすれば、計算が合います。実現主義的な課税でも時価主義課税的な経済的ポジションを達成できるということになります。

第0年度末に800で購入して第3年度末の税引前回収額が300の場合は、 $\ln \frac{300}{800} = -0.981$ より、第

3年度末のみの課税で調整するために、 $800 \times e^{-0.981 \times 0.7} \approx 403$ ですから、 $300 - 403 = -103$ 、つまり、第3年度末に103の税還付をすればよいということになります。

6.3. Reed Shuldiner 論文

今回取り上げますのはShuldiner先生の論文¹⁶で、幾つか金融所得課税モデルの論文を拝見し

¹⁵ Stephen B. Land, Defeating Deferral: A Proposal for Retrospective Taxation, 52 Tax Law Review 45 (1996)(神戸大学准教授神山弘行の教示に感謝)。

Jeff Strnad, Periodicity and Accretion Taxation: Norms and Implementation, 99 Yale Law Journal 1817 (1990)も無限分割の重要性を説く。尤も、【期中の値上がり→値下がり】と【期中の値下がり→値上がり】について前者の課税所得が高く算出されるべき、という正確性の要求は、支持が得られにくいのではないかとも思われる。

¹⁶ Reed Shuldiner, General Approach to the Taxation of Financial Instruments, 71 Texas Law Review 243 (1992). Cf. Noël B. Cunningham & Deborah H. Schenk, Taxation Without Realization: A "Revolutionary" Approach to Ownership, 47 Tax Law Review 725 (1992); David F. Bradford, Fixing Realization Accounting: Symmetry,

た中で、これが考え方としては汎用性が高いように感じました。debt/equityの区別は無理であるというのは、1990年代以降の金融所得に関する論文では、色々なところで出てきます。学説の中では、もうdebt/equityの区別とか、誰がequity holderで、誰がdebt holderかという発想はしないで、time value of moneyとbetと、2つに分けて考えましょうという発想が主流であると見受けられます。

そして、毎年time value of moneyの所得の発生を擬制して(imputed incomeという語が用いられているところ、「帰属所得」と訳されることが多いが、ここでは「擬制利子所得」などのように考えた方がよさそう)、毎年basisを引き上げていって、イベントが起きたタイミングでbetとしての利益または損失がはっきりするという時に、basisとの差額をもって損益を認識すれば、事後的な豊かさに応じた課税もできるのではないかということです。

私は、理想論のレベルではtime value of moneyに課税するべきではないと思っておりまして、包括的所得概念不支持なのですが¹⁷、今日の話では包括的所得概念を前提として、利子部分についても総合所得課税をする、それから不動産所得みたいな所得分類は考えないという、かなり理想論に偏った想定をしていますので、そこはお許しください。

Shuldiner論文について逐一紹介していくと時間がなくなりますので¹⁸、考え方としてはこういうこと

Consistency and Correctness in the Taxation of Financial Instruments, 50 Tax Law Review 731 (1994); Edward D. Kleinbard, Designing an Income Tax on Capital, in Aaron, Burman & Steuerle, ed., TAXING CAPITAL INCOME 165-205 (The Urban Institute Press 2007) (福岡大学助教渡邊宏美の教示に感謝)。

¹⁷ 包括的所得概念不支持については、浅妻章如「相続等の財産無償移転に対する課税のタイミングについて」『トラスト60研究叢書 金融取引と課税(1)』155-227頁(2011); Joseph Bankman & David A. Weisbach, The Superiority of an Ideal Consumption Tax Over an Ideal Income Tax, 58 Stanford Law Review 1413 (2006); 藤谷武史「所得税の理論的根拠の再検討」金子宏『租税法の基本問題』(有斐閣、2007)272頁等参照。包括的所得概念への賛否と現実との妥協については浅妻章如「Reich論文の“Super-Matching” Ruleの紹介及び信託等を通じたマッチングの意義と限界」中里実編『トラスト60研究叢書 金融取引と課税(3)』所収予定の後半部分; Peter Diamond & Emmanuel Saez, The Case for a Progressive Tax: From Basic Research to Policy Recommendations, 25 J. Econ. Perspectives 165 (Fall 2011最適課税論から出発しつつ現実的提案としては利子所得課税などを支持); Joseph M. Dodge, Deconstructing the Haig-Simons Income Tax and Reconstructing It as Objective Ability-to-Pay 'Cash Income' Tax (未定稿 <http://ssrn.com/abstract=2245818> Haig-Simonsは必ずしも時価主義課税…見なし所得課税を意図してない。年度を区切った実現課税を志向する)等参照。

¹⁸ Shuldiner論文の数値例を抜粋・紹介する。

例1 第0年度末[原文はtoday]に甲[原文ではDiva]が乙[David]に\$100払う。第2年度末に乙が甲に\$121払う。…実現主義下では第2年度に\$21の利得を認識(第1年度に認識すべき\$10の利得について繰延べ)。予期された繰延anticipating deferral。

例2 第2年度末に甲が乙に\$121払う。第2年度末にコイントスして乙が甲に\$142か\$100を払う。…繰延の要素はない。

例3 第0年度末に甲が乙に\$100払う。第2年度末にコイントスして乙が甲に\$142か\$100を払う。…繰延がある。甲は2年間にわたり\$21の所得を得、更に\$21の損か益を第2年度のコイントスで得る。

例2A 第0年度末にコイントスする。支払は第2年度末。…予期せぬ繰延unanticipated deferralの例。コイントスする直前の期待所得は零。コイントスで甲が勝つと経済的所得が発生する。第2年度末の\$21を年10%複利で2年割り引くと\$17.36。2年間に渡り $21 - 17.36 = \$3.64$ の所得が発生する。実現主義下では甲は第2年度末にコイントスに勝てば\$21の所得、負ければ\$21の損。繰延が甲にとって得か損かコイントス直前には分からないので繰延の価値は期待値で零。

例3A 第0年度末にコイントスする。支払は第2年度末。…コイントスで甲が勝つと $142/1.1^2 = \$117.36$ 。第0年度に\$17.36の所得、2年間で $142 - 117.36 = \$24.64$ の利子所得が発生する、と考えられる。コイントスで甲が負けると $100/1.1^2 = \$82.64$ 。第0年度末に\$17.36の損、2年間で\$17.36の利子所得が発生する、と経済的には考えられる。利子所得の期待値は $21 = (24.64/2 + 17.36/2)$ で、更に\$17.36の損益の繰延がある。

Single bets

例4 No prepayment—1992選挙(1年後)でD(emocrat民主党)とR(Republican共和党)のどちらが勝つかbetする。丙[原文では私]はD支持、丁[原文では君]はR支持。R優勢なので、\$1000の賭けで4対1のoddsとする(Rが勝つ見込みは4/5)。Dが勝てば丁が丙に\$4000払う、Rが勝てば丙が丁に\$1000払う。賭けの時点で損益なし(oddsについて丙は3対1、丁は5対1だと思っているかもしれないので、4対1のoddsが成り立つ)。普通はarm's lengthの

です。time value of moneyを毎年毎年とにかか発生させる。そしてbasisを引き上げていって、最後、何かはっきりしたタイミングがあるというときに、basisとの差額でもって、損なり益なりを認識すれば、

丙・丁間の価格に口出しされない。しかし1991年のBushの舌禍でoddsが4対1から3対1になったら、丙のbetの1991年時点の適正市場価格は $(1/4 \times 4000 - 3/4 \times 1000) / 1.1 = \227 となる。適正な値洗いがなければ丙の経済的所得への課税が過小となり丁は課税が過大[損失の計上が遅れるため]となる。このmistaxationは unanticipated deferral から生じている。

例5A Escrow account (depositor does not receive interest): 丁が丙に担保を要求する。丙は1991年に\$909を丁の口座に預ける。丁が預金口座の利子を得る。Dが勝てば丁は丙に\$5000払う。Rが勝てば丙は何も得ない。zero-coupon債同様に丙がholderとして\$91の利子所得を得、丁がissuerとして\$91の控除を得ると考える。Dが勝てば丙は更に\$4000の追加的所得を得る。Rが勝てば丙は\$1000の損をかぶる。\$91を得そこねるのはbetの anticipated deferralである。\$91の期待所得はaccrual basisで課税されるべきである一方、実際の損益は実現時 (bet判明時) に繰り延べられる。

例6 Prepayment: Dが勝てば丁が丙に\$5000払い、Rが勝てば丙は丁に何も払わない。その見返りとして1991年に丙は丁に\$909を今払う。1991年に丁に\$909の所得が発生したと考えるべきではない。例4例5と同じなのだから。\$909についてはamortize [償却というよりは資産計上か]する。丙にimputed incomeが発生すると考える。丙は例5Aと同様に、1年後に\$1000の価値となる資産を買ったと考えるべきで、\$91のimputed incomeが発生する。basisが\$1000となり、選挙後、4000の益か1000の損を受ける。

Multiple bets

例7 No prepayment: 1992・1996選挙の賭けをする。oddsは順に4対1、3対1とする。1992にDが勝てば丁が丙に\$4000払い、Rが勝てば丙が丁に\$1000払う。1996にDが勝てば丁が丙に\$4000払い、Rが勝てば丙が丁に\$1333払う。1992選挙でDが勝つと、1996選挙のoddsは3対1から2対1に変わるかもしれない。丙の1996選挙のbetの1992年時点における割引現在価値は $(1/3 \times 4000 - 2/3 \times 1333) / 1.1^4 = 445 / 1.1^4 = \304 [原文は $427 / 1.1^4 = \$291$]。これを1992年の丙の所得(丁の損)に含めるかという問題がある。

例8 Prepayment——1992・1996選挙について1991年に丙が\$1737(=1000/1.1 + 1333/1.1⁵)を丁に前払いする。1992にDが勝てば丁が丙に\$5000を、1996にDが勝てば丁が丙に\$5333を支払う。

Year	1992選挙betの発生所得	1996選挙betの発生所得	合計発生所得
1992	\$91	\$83	\$174
1993	0	91	91
1994	0	100	100
1995	0	110	110
1996	0	121	121
Total income	\$91	\$505	\$596
Purchase price	909	828	1737
Final basis	\$1000	\$1333	

例9 Prepayment with modified odds——1992選挙のoddsを3.4対1とする。Dが勝てば丁が丙に\$3865払い、Rが勝てば丙が丁に\$1135払う。1996選挙については\$4198対\$1135(oddsは3.7対1)とする。丙が1992選挙について\$1032(=1135/1.1)を、1996選挙について\$705(=1135/1.1⁵)を、1991年に丁に前払いする。1992選挙でDが勝てば丁は丙に\$5000(=1135 + 3865)を払い、1996選挙では\$5333(=1135 + 4198)を払う。例8と例9のcash flowが同じであるがimputed incomeとbasisは変わってくる。up-front paymentと賭けのpayoffが同じでも、配分(allocation)は無数に存在しうる。

$$1737 = P_0 = \frac{P_1}{(1+r)} + \frac{P_2}{(1+r)^5} = \frac{1000}{1.1} + \frac{1333}{1.1^5} = \frac{1135}{1.1} + \frac{1135}{1.1^5} \quad [\text{原文は5乗でなく2乗}]$$

Year	1992選挙betの発生所得	1996選挙betの発生所得	合計発生所得
1992	\$103	\$70	\$173
1993	0	78	78
1994	0	85	85
1995	0	94	94
1996	0	103	103
Total income	\$103	\$430	\$533
Purchase price	1032	705	1737
Final basis	\$1135	\$1135	

教訓——複数のuncertaintyがある場合、各uncertaintyについてのcorrect forward price(適正先物価格)を算定しないと、proper timing of income(所得の適時計上)を算定できない。[抜粋・紹介終わり。例10～15も面白い]

どのタイミングで売るかといった話とか、或いはdebt/equityの非中立的な扱いといった問題がなくなるというのがShuldiner論文の中核的なポイントです。

Shuldiner提案——noncontingent debt instrument部分とderivative products部分とに分割し、各々の市場価格に比例させて全体の発行価格を配分する。noncontingent部分と各derivative部分の両方について所得を発生させ、各derivative部分については価値が確定した時点で損益を認識する。

7. 理想論の信託受益権複層化への当てはめ

基本的な発想としては、time value of moneyを強制的に発生させる。それからbasisを引き上げて、basisとの差額でもってbetに関する損益を認識するというのが基本的な発想です。これを、先ほどの流動化パターンと、それから後継ぎ遺贈パターンに当てはめて、無理やり計算するとどうなるかということ私なりに考えたのが次のモデルです。

7.1. 流動化パターンへの当てはめ

流動化パターンの実例として、註¹⁹の事件があります。これについては吉村政穂先生の解説と、それから私の立教法学での評釈があります。私は、東京地裁の定塚判事の考え方に批判的なので、評釈としてはかなりきついことを書いてしまいましたが、まだ高裁判決は出ていませんのでどうなるかわかりません。そこの拙評釈の数値例をここで修正して抜粋します。

[抜粋はじまり]

割引率を年10%とし、Xが第0年度末に元本金額10000の住宅ローン債権を有していたとする。簡略化のため第10年度末までの1年毎のモデルとし、現実の住宅ローン債権では、債務者の毎年の返済額に利息部分と元本償還部分とが含まれているのが通例であろうが、第1～9年度の各年度末に利息部分のみを回収し、第2年度末に利息及び元本を回収するとする。Xが債務者に金利10%を要求していたならば、 $\frac{1000}{1.1^1} + \frac{1000}{1.1^2} + \dots + \frac{1000}{1.1^9} + \frac{11000}{1.1^{10}} = 10000$ である。

Xは、貸倒れリスク及び金融仲介役務を折り込み、13%の金利を要求していたとする。第1～9年度末の1300の利息収入、並びに第2年度末の1300の利息収入及び10000の元本回収を前提とし、貸倒れリスクがないとすると、 $\frac{1300}{1.1^1} + \frac{1300}{1.1^2} + \dots + \frac{1300}{1.1^9} + \frac{11300}{1.1^{10}} = 11843$ が住宅ローン債権の時価となる。しかし市場は貸倒れリスクを折り込み、当該貸付金債権を11000で評価していたとする。

第0年度末にXに9000の資金需要が生じ、住宅ローン債権の流動化を考えると。住宅ローン債権の一部を優先受益権化して9000で投資家に売却し、劣後受益権をXが取得するとする。流動化に際して低リスク部分を売却するタイプとして、割引率10%と同じ10%の収益率を投資家には提供しているものと仮想する²⁰。投資家は第1～9年度末に900を、第10年度末に900と9000を受け取るものと仮定する。 $\frac{900}{1.1^1} + \frac{900}{1.1^2} + \dots + \frac{900}{1.1^9} + \frac{9900}{1.1^{10}} = 9000$ である。なお、住宅ローン債権の時価が11000であったので、優先受益権売却時に、 $9000 - 10000 \times 9000 \div 11000 = 9000 - 8182 = 818$ の譲渡益を計上している。

¹⁹ 東京地判平成24年11月2日平成22年(行ウ)693号。参照：吉村政穂・判解・ジュリスト1451号8-9頁(2013.3)；浅妻章如・判研・立教法学87号204-185(83-102)頁(2013.3) <http://www.rikkyo.ac.jp/law/output/rituhou/87/07.pdf>

²⁰ 正確を期せば、優先受益権といえども完全な無リスクではない。例えば投資家には10.3%の収益率を約束し、投資家は第1～9年度末に927を、第10年度末に927+9270を受け取るものとする、

$\frac{927}{1.1^1} + \frac{927}{1.1^2} + \dots + \frac{927}{1.1^9} + \frac{927+9270}{1.1^{10}} = 9270$ であるところ、優先受益権のリスクを織り込んで9000で時価評

価される、といった数値例を考えることもできよう。この場合、元の住宅ローン債権の11000/11843=92.88%というリスクと比べ、優先受益権の方は9000/9270=97.09%という形でリスクが低くなっている。

Xの劣後受益権の帳簿価額は、 $10000 - 8182 = 1818$ となる。時価11000の住宅ローン債権のうち優先受益権部分の時価9000を売却したのだから、劣後受益権の時価は2000の筈のところ、 $2000 - 1818 = 182$ の部分は含み益ということになる。

Xは、第1～9年度末に $1300 - 900 = 400$ を、第10年度末に $11300 - 9900 = 1400$ を受け取る権利を有する。 $\frac{400}{1.1^1} + \frac{400}{1.1^2} + \dots + \frac{400}{1.1^9} + \frac{1400}{1.1^{10}} = 2843$ である²¹ところ、これの時価が2000であるから、元の住宅ローン債権の $11000/11843 = 92.9\%$ という回収率見込と比較し、劣後受益権の方は $2000/2843 = 70.3\%$ とリスクが上昇している。

Xが第1年度末に元の住宅ローン債権の債務者から1300を回収したとすると²²、Xは第1年度末の収益配当金として $1300 - 900 = 400$ を受け取ることとなる。

[抜粋終わり]

400がすぐに利子としての収益になるのか、それとも、元本部分と利子部分に分けて計上すべきかということが、平成24年11月2日判決の争点ですが、その話は今日は措いておきます。OIDルールみたいな発想もしくはShuldiner提案の発想を、この流動化securitizationパターンに当てはめるとどうなるかということが今日の内容です。

Zが無リスクであると仮定しますと、9000が全てnoncontingent部分であって、9000投資して毎年900ずつtime value of moneyとしての利子を受け取る。最後、9900受け取って、900課税し、最後にbasisを0とすればよろしいということで、Zとしては普通の課税関係が生ずるわけです。²³

Xの方ですが、時価11,000のうち9000部分を切り出して売ったということなので、2000部分を有しているということになります。全てcontingent部分(derivative部分)であると考えられると思います。現在の実現主義の下ですと、比例配分させて818の譲渡益が発生するのですが、今日は包括所得概念の理想を貫くということですので、元本1万の住宅ローン債権の時価が11,000、よって1000のキャピタルゲインは第0年度末に所得として課税されたという状況を考えていきます。

そうすると、第0年度末のbasisを1000とする(時価2000のうち1000はキャピタルゲイン課税を受けているため)ことによって以下のような計算式が出てきます。すなわち、市中金利が10%であるという世界においては、毎年10%のtime value of moneyを発生させて、その分basisを引き上げていく。

1000のbasisに対して、第1年度には100の所得を認識し、第2年度には1100のbasisに対して10%の利回り、 $1100 \times 10\%$ で110、第3年度は、 $1100 + 110$ なので1210のbasisに対して121の利回りが

²¹ 元の住宅ローン債権の最大回収額11843から優先受益権の9000を引いた2843としても計算できる。

²² 住宅ローン債権は貸倒れリスクを抱えているので、第1年度末に1300を回収できるとは想定しがたい。しかし、多くの貸倒れリスクは元本も回収できないという形で後の年度に顕在化する場面の方が通例である(利息額のみすら返済できない場面よりも、利息+元本の返済が滞る場面の方が通例である)と思われるため、簡便化のため、第1年度末には利息額全額を回収できたと仮定している。

²³ 東京地裁の判決文では、優先受益権者が無リスクであるとされていたが、現実の投資商品設計においては、優先受益権といえども若干のリスクを負担せざるをえないのではないかと思われる(註20)。一般には後の年度の方ほど回収見込みが下がると思われるので、第1～9年度は確実に(無リスク金利である900ではなく利回り10.3%相当の)927を支払えるが、第10年度に $927 + 9270 = 10197$ 満額かまたは9263しか支払えない確率がそれぞれ半々であるという極端なモデルで考察してみる。

$\frac{927}{1.1^1} + \frac{927}{1.1^2} + \dots + \frac{927}{1.1^9} + \frac{10197 + 9263}{2 \times 1.1^{10}} = 9090$ であり、これを第0年度末に時価9000で購入したということ

から、期待収益率は10.1%となる。 $\frac{927}{1.1^1} + \frac{927}{1.1^2} + \dots + \frac{927}{1.1^9} + \frac{9263}{1.1^{10}} = 8910$ のnoncontingent部分を第0年度末

に買い、 $\frac{10197 - 9263}{2 \times 1.1^{10}} = 180$ のcontingent部分(derivative部分)の時価90で買ったと考えることができる²³。第1

年度末に891及び9のtime value of moneyとしての所得を計上し、betに係る損益は発生しない。contingent部分の第10年度末のbasisは $90 \times 1.1^{10} = 233$ であり、第10年度末の受取額が9263なら-233のbetに係る損失を計上する。受取額が10197なら、 $10197 - 9263 - 233 = 701$ のbetに係る所得を計上する。

発生するというふうに、毎年10%ずつ上乘せして行って、time value of moneyとしての所得を強制的に認識させる。

第10年度末、住宅ローン債権の回収がうまくいったかうまくいかなかったが明らかになるというタイミングで、basisは、単純に計算していくと $1000 \times 1.1^{10} = 2594$ になっているはずですが、2594との差額がもしプラスであれば、betに勝ったということで、益を計上すればよろしいですし、負けた、2594を回収できなかったということであれば、その差額分について損として計上すれば、計算ができるのではないかというのが、Shuldiner提案の発想を流動化securitizationパターンに当てはめた場合の計算例です。

7.2. 後継ぎ遺贈パターンへの当てはめ

毎年賃料1000が発生する不動産というものを考えます。第0年度末にこの不動産を信託財産として設定しまして、母Sが優先受益権者で生存中に賃料を受け取る。Tが劣後受益権者として、母Sが死んだときに不動産をもらうということを考えたいと思います。賃料1000についても本来はcontingencyがある筈ですが、ここでは考察の便宜としてSがいつ死ぬかというcontingencyだけに焦点を当てるため、毎年の賃料1000は確実であると仮定しておきます。

先ほど、純粋な時価主義方式が常識に反した結論を生み出すと申し上げかけました。母Sの余命が10年であると仮定しますと、10年間毎年1000を受け取り続けるということの割引現在価値は、6145と計算されます。

そうすると、父Pが不動産を信託に設定することで、母Sが、時価としては6145譲り受けた。そして、Tとしては、10年たった後から不動産を受け取るわけですが、不動産の価値が1万で、母Sが受け取った経済的利得の部分が6145ですので、1万－6145で、もともとTは信託設定時に3855の所得が発生したというふうに考えることができます。今日は受贈益についても贈与税ではなく所得税で考えていますので、そこはお許しください。純粋な時価主義方式ですと次の表になります。

年	賃料	Sbasis	S 所得	Tbasis	T 所得
0	0	6145	6145	3855	3855
1	1000	5759	614.5	4241	385.5
2	1000	5335	575.9	4665	424.1
3	1000	4868	533.5	5132	466.5
4	1000	4355	486.8	5645	513.2
5	1000	3791	435.5	6209	564.5
6	1000	3170	379.1	6830	620.9
7	1000	2487	317	7513	683
8	1000	1736	248.7	8264	751.3
9	1000	909.1	173.6	9091	826.4
10	1000	0	90.91	10000	909.1

時価主義を杓子定規に当てはめると、Sの所得は第1年度＞第2年度＞第3年度…＞第10年度、となります。生命保険年金二重課税事件・最判平成22年7月6日民集64巻5号1277頁後のいわゆる階段方式²⁴によれば、Sの所得は第1年度＜第2年度＜第3年度…＜第10年度、となりますが、階段方式は実現主義的な発想(第10年度の賃料について第0年度末 $1000/1.1^{10} = 386$ の割引現在価値だったものが第1～9年間未実現で非課税のまま運用されるという発想)に基いています。今日は階段方式は忘れておきます。

子供Tとしましては、3855のbasisに対して386の所得が発生する。時価主義なのでそうなります。子供Tは何も受け取っていないのですが、第0年度末に3855の資産を受け取ったものと考えますので、386所得が発生します。そうするとbasisは4241に上がります。

Tのbasisが4241に上がるということは、Sのbasisは5759にbasisが下がる。Sのbasisが6145－5759

²⁴ 平成22年政令第214号による改正所得税令183条～186条、課個2－27(平成22年10月20日)の所基通35-4の2及び35-4の3。

=386減ったので、Sは1000の現金増と386の資産減、合わせて614の所得を計上することになります(第0年度末の6145の資産について10%の利子所得が発生すると考えてもよい)。以下、同じように計算していくと、母S、優先受益権者の方のbasisが段々0に向かって下がっていく。一方で、子供Tの方は、最初3855からスタートしていき、最後、10年たってお母さんが予定通り死んだら、1万の不動産がそのまま入ってくるということです、Tのbasisは1万に切り上がるということです。

Shuldiner提案の当てはめを考えてみます。10年モデルだと計算が大変になるので、ここからは4年モデルで考えてみます²⁵。S生存確率を第1年度末90%、第2年度末60%、第3年度末20%、第4年度末0%と仮定してみます。第1年度中死亡確率10%、第2年度中死亡確率30%、第3年度中死亡確率40%、第4年度中死亡確率20%とも言い換えられます。毎年度末のS生存可能性に関するbetをSとTがしていると考えます。S・Tの利得表は次のようになるように一見思われます。

年	赤10%	青30%	黄40%	白20%
1	S0 T11000	S1000 T0	S1000 T0	S1000 T0
2	S0 T0	S0 T11000	S1000 T0	S1000 T0
3	S0 T0	S0 T0	S0 T11000	S1000 T0
4	S0 T0	S0 T0	S0 T0	S0 T11000

Sが第1年度～第4年度中の何れかで死ぬ赤青黄白の籤があつて、赤10%、青30%、黄40%、白20%の確率であると考えられます。

各年度末前にSが死亡すると当該年度の賃料1000と不動産元本1万がTに行きますが、元本1万は、その後の賃料1000の割引現在価値であり、二重計上の恐れがあります。noncontingent部分としては、Tが第4年度に11000を確実に得ると考えることができます。S1000、またはT11000についてのbetではなくて、第1～第3年度の賃料1000に関するS・T間のbetこそがcontingent部分(derivative部分)であると考えられます。赤の列を見ますと、Tの第1～4年の利得(11000, 0, 0, 0)は利得(1000, 1000, 1000, 11000)と同じです。 $1000/1.1 + 1000/1.1^2 + 1000/1.1^3 + 11000/1.1^4 = 11000/1.1 = 10000$ であるからです。従って、上の利得表は下のように翻訳できます。²⁶

年	赤10%	青30%	黄40%	白20%
1	S0 T1000	S1000 T0	S1000 T0	S1000 T0
2	S0 T1000	S0 T1000	S1000 T0	S1000 T0
3	S0 T1000	S0 T1000	S0 T1000	S1000 T0
4	S0 T11000	S0 T11000	S0 T11000	S0 T11000

第1年度S: $9/10 \times 1000 \rightarrow 900/1.1 = 818$ T: $1/10 \times 1000 \rightarrow 100/1.1 = 91$

第2年度S: $6/10 \times 1000 \rightarrow 600/1.1^2 = 496$ T: $4/10 \times 1000 \rightarrow 400/1.1^2 = 331$

第3年度S: $2/10 \times 1000 \rightarrow 200/1.1^3 = 150$ T: $8/10 \times 1000 \rightarrow 800/1.1^3 = 601$

第4年度S: $0 \rightarrow 0$ T: $11000 \rightarrow 11000/1.1^4 = 7513$

²⁵ 原稿化にあたりモデルを修正した。

²⁶ 二重計上の恐れを排除するため元本部分(ストック)を視野に入れずあくまでフローだけで考えると次のような利得表になる。

年	赤10%	青30%	黄40%	白20%
1	S0 T1000	S1000 T0	S1000 T0	S1000 T0
2	S0 T1000	S0 T1000	S1000 T0	S1000 T0
3	S0 T1000	S0 T1000	S0 T1000	S1000 T0
4	S0 T1000	S0 T1000	S0 T1000	S0 T1000
5	S0 T1000	S0 T1000	S0 T1000	S0 T1000
6	S0 T1000	S0 T1000	S0 T1000	S0 T1000
...	S0 T1000	S0 T1000	S0 T1000	S0 T1000
∞	S0 T1000	S0 T1000	S0 T1000	S0 T1000

第5～∞年度の賃料1000の第4年度末時点における割引現在価値が1万である。従って、S・Tの利得表に関しては第4年度末についてはnoncontingentであると考えことができ、第1～第3年度だけがbetの対象であると考えることができる。

第0年度末の信託設定時点で、Sは $818+496+150=1464$ の受贈益を、Tは $91+331+601=1023$ のcontingent部分及び7513のnoncontingent部分の受贈益を受けたと考えられます。

まず赤籤の場合、つまり第1年度末前にSが死亡した場合を考えます。

Sは、1464の10%の146の利子所得²⁷を計上します。第1年度末のbetに関しては $0-(818+82)=-900$ の損が顕在化します。第2～3年度末のbetのそれぞれのbasis $496+50=545$ ²⁸及び $150+15=165$ についてのbetの損失も、第1年度末のS死亡で顕在化したと考え、 $900+545+165=1610$ のbet損を合計として計上することになります。合計でSは-654の所得を申告することになります(Sは死んでいるのでSの相続人が申告)。

Tはcontingent部分・noncontingent部分について $102+751=854$ *の利子所得を計上します。第1年度末のbetについては $1000-(91+9)=900$ の益を計上します。第2～3年度末のそれぞれのbasis $331+33=364$ 及び $601+60=661$ についても、第1年度末のイベントにより $1000/1.1-364=545$ 及び $1000/1.1^2-661=165$ のbet益も顕在化したと考えられるので、 $900+545+165=1610$ のbet益を計上することになります。合計でSは2464の所得を申告することになります。

SとTの合計では、第0年度末に1万の所得、第1年度末に $-1464+2464=1000$ の所得ですから、不動産を一人がもらい第1年度末に賃料1000を計上することと合計では同じ状態になります。

年	Sbasis	S利子	Sbet	S合計	Tbasis	T利子	Tbet	T合計
0	1464	--	--	1464	1023+7513	--	--	8536
1	0	146	-1610	-1464	10000	854	1610	2464

次に青籤の場合、つまり第1年度末S生存、第2年度末前にS死亡の場合を考えます。

第1年度末にSは146の利子所得を計上し、 $1000-(818+82)=100$ のbet益も計上します。合計で246の所得を計上します。basisは $545+165=710$ になります²⁹。

Tは 854 * (= $102+751$) の利子所得を計上し、 $0-(91+9)=-100$ のbet損を計上します。合計で754の所得を計上します。contingent部分のbasisは $(331+601)\times 1.1=1026$ *、noncontingent部分のbasisは $7513\times 1.1=8264$ になります。結局 $(331+601+7513)\times 1.1=9290$ *と書いても同じことです。

第1年度末にS・T合計で $246+754=1000$ の所得を計上している、不動産を一人がもらった場合と同様になります。

第2年度末にSは71の利子所得を計上します。第2～3年度末のbetが一気に顕在化したと考えると、 $0-(496+150)\times 1.1^2=-782$ の損が発生したと考えます。合計のSの申告所得は-711です。

第2年度末にTは929 (= $103+826$) の利子所得を計上し、第2～第3年度末のbetに関し $1000-331\times 1.1^2+1000/1.1-601\times 1.1^2=782$ *の益が発生します。合計のTの所得は1711です。

第2年度末のSとTの合計では $-711+1711=1000$ となります。

年	Sbasis	S利子	Sbet	S合計	Tbasis	T利子	Tbet	T合計
0	1464	--	--	1464	1023+7513	--	--	8536
1	710	146	+100	246	1026+8264	854	-100	754
2	0	71	-782	-711	10000	929	+782	1711

次に黄籤の場合、つまり第2年度末S生存、第3年度末前にS死亡の場合を考えます。

第2年度末にSは71の利子所得を計上し、 $1000-496\times 1.1^2=400$ のbet益を計上します。合計の所得は471です。basisは $150\times 1.1^2=182$ です³⁰。

第2年度末にTは929 (= $103+826$) の利子所得を計上し、 $0-331\times 1.1^2=-400$ のbet損を計上し

²⁷ imputed incomeと呼ばれるもの。帰属所得または擬制所得と呼んでもよからう。

²⁸ 四捨五入の関係でところどころ数字を丸める際に*を付す。

²⁹ $600/1.1+200/1.1^2=710$ *でもある。

³⁰ $200/1.1=182$ でもある。

ます。合計の所得は529です。basisは $(601 + 7513) \times 1.1^2 = 9818 (= 727 + 9091)$ です。

第2年度末のS・T合計の所得は $471 + 529 = 1000$ です。

第3年度末にSは18の利子所得を計上し、 $0 - 150 \times 1.1^3 = -200$ のbet損を計上します。合計の所得は-182です。次の年度に引き継ぐbasisはありません。

第3年度末にTは982 ($= 73 + 909$)の利子所得を計上し、 $1000 - 601 \times 1.1^3 = 200$ のbet益を計上します。合計の所得は1182となります。contingent部分のbasisはなくなりnoncontingent部分のbasisが $7513 \times 1.1^3 = 10000$ になります。

第3年度末のS・T合計の所得は $-182 + 1182 = 1000$ です。

年	Sbasis	S利子	Sbet	S合計	Tbasis	T利子	Tbet	T合計
0	1464	--	--	1464	1023+7513	--	--	8536
1	710	146	+100	246	1026+8264	854	-100	754
2	182	71	+400	471	727+9091	929	-400	529
3	0	18	-200	-182	10000	982	+200	1182

最後に白籤の場合、つまり第3年度末S生存、第4年度末前にS死亡の場合を考えます。

第3年度末にSは18の利子所得を計上し、 $1000 - (150 \times 1.1^3) = 800$ のbet益を計上します。合計の所得は818です。Sが第3年度末まで生存する可能性は低いという設例で、賭けに勝った場合には、bet益が大きく出てきています。

第3年度末にTは982 ($= 73 + 909$)の利子所得を計上し、 $0 - 601 \times 1.1^3 = -800$ のbet損を計上します。合計の所得は182です。noncontingent部分のbasisが $7513 \times 1.1^3 = 10000$ になります。

第3年度末のS・T合計の所得は $818 + 182 = 1000$ です。

第4年度末以降のTは、noncontingent部分のbasis 1万について1000の利子所得を計上するだけになります。

年	Sbasis	S利子	Sbet	S合計	Tbasis	T利子	Tbet	T合計
0	1464	--	--	1464	1023+7513	--	--	8536
1	710	146	+100	246	1026+8264	854	-100	754
2	182	71	+400	471	727+9091	929	-400	529
3	0	18	+800	818	10000	982	-800	182
4	--	--	--	--	10000	1000	0	1000

4年モデルの白籤の例について、純粋な時価主義方式を当てはめると、次のようになります。

第1年度末にSが生存していると、第2年度末にSが現金1000を受け取る確率は60%ではなく条件付き確率なので66.7% ($= 60\%/90\%$)です。第3年度末の現金1000を受け取る確率も20%ではなく22.2% ($= 20\%/90\%$)です。第1年度末の期待値の割引価値は $667/1.1 + 222/1.1^2 = 790$ になります。先ほどの説明ではSのbasisが1464から710になるとなりましたが、純粋な時価主義方式の下ではbasis調整ではなく現在価値の算定という作業になります。Sにとっての優先受益権の現在価値は第0年度末から第1年度末にかけて $1464 - 790 = 674$ 減価したことになりますので、第1年度末の現金1000と相殺して、差し引き326の所得を計上します。

第1年度末のTの劣後受益権の割引現在価値を計算すると、 $333/1.1 + 778/1.1^2 + 11000/1.1^3 = 9210$ ですので、 $9210 - 8536 = 674$ の所得を計上します。

第2年度末にSが生存していると、第3年度末の現金1000を受け取る確率は20%ではなく20%/60% = 33.3%ですので、第2年度末の優先受益権の割引現在価値は $333/1.1 = 303$ となります。 $790 - 303 = 487$ ですので、現金1000と相殺して513が第2年度のSの所得となります。

第2年度末のTの劣後受益権の割引現在価値は、 $667/1.1 + 11000/1.1^2 = 9697$ ですので、Tの所得は $9697 - 9210 = 487$ となります。

第3年度末のSは、優先受益権の価値が $303 - 0 = 303$ だけ減価しているので、現金1000と相殺して、697が所得となります。

第3年度末のTの劣後受益権の割引現在価値は $11000/1.1 = 10000$ ですので、 $10000 - 9697 = 303$ が所得となります。

年	S現在価値	S減価	S所得	T現在価値	T所得
0	1464	--	1464	8536	8536
1	790	674	326	9210	674
2	303	487	513	9697	487
3	0	303	697	10000	303
4	--	--	--	10000	1000

今日はtime value of moneyの話をしたので、このtime value of moneyについての国際課税問題について考えていきたいというのが次回予告です。まだ考えが煮詰まっておりませんが、例えばアメリカのグーグルなどがアイルランド法人の関連会社に知的財産を移転させて、アイルランド法人にばかり所得をため込んでいるということがBEPS (base erosion and profit shifting)問題として議論されておりますところ、移転価格問題として主に議論の対象となっているのは超過収益力なので、bet部分と理解するのが素直です。しかし、今日のtime value of moneyとbetの議論を振り返ると、BEPSで何が移転しているかが見えやすくなるのではないかと、という予想をしております。

今日のお話は以上です。何かご質問等ありましたら。

質疑応答

(Q1) 信託受益権の理想論的課税モデルについて伺います。資料の6ページに、後継ぎ遺贈パターンとして、母Sは優先受益権者、子Tは劣後受益権者というふうに書いてありますが、生存中は母Sが権利を保有し、没後は子供に継ぐという単に権利帰属の現在・将来ということだけで、優先・劣後の関係まであるのですか。つまり、present interestかfuture interestかという話ではないかと思ったのですが、権利を現在有している人が強いということで、日本語での表現は優先・劣後となっているのでしょうか。

(浅妻) 強い・弱いでは・・・。

(Q1) 優先・劣後というのは、強いか弱いかということだと思いますが、本来の意味としては、現在の権利なのか、将来発生する権利なのかということですから、優先・劣後の関係といえるのかなという疑問を持ちました。

もう1つは、同じく6ページの理想論的金融所得課税モデルのところでは、このOID (original issue discount) のところでの説明は、一度に所得を認識するのか、徐々に所得を認識していくのかという区別だったと思います。この後者について、時価評価ということでご説明されましたが、実際にはoriginal issue discountというようなものは、通常はアキュムレーションという言葉を使うのですが、これは時価法なのかということです。時価法だと、もともとのbasisに利益部分だけを加算したものを新しい原価として損益を出すというような考え方なのですが、実務上は償却原価という方法で実際に積み上げていっていますということをお話したかったのですが、これについて何かコメントはあるのでしょうか。

(浅妻) それは、説明の便宜ですので、特に異論はないです。

(Q1) ありがとうございます。大変参考になりました。

(Q2) Mayes事件について質問と伺いますか、私もMayes事件を研究しているのですが、JSIが15,000万ポンドも追加払いしているのに、なぜMayes氏が180万ポンド余りしかcorresponding deficiency reliefを主張しないかという問題ですが、これは1つの証券に20ずつプレミアムが付いている2つの証券のうちの一部をMayes氏が買ったので、そこで減っているのだと思います。

それと、もう1つの論点として、譲渡損の問題があります。PESから約13万ポンドで買ったものです

が、約1,000ポンドしか解約料をもらっていませんので、Mayes氏は差額分を譲渡損と主張したのですが、この点は特別委員会 (Special Commissioner) で、譲渡代金ではなくてフィーと認定され、高等法院もこれを是認していますし、控訴院では、事実認定の問題としてMayesさんの控訴が棄却されています。

PESからMayes氏への譲渡については売買契約のはずなので、差額分を譲渡損ではなくして、このスキームに参加するためのフィーという認定をしているのは、私法上の問題として処理していると思うのです。Ramsayルールを理解は浅妻先生とほとんど同じなのですが、イギリスでも決して私法上の事実認定のルールで否認をしないということではないと思います。これはあくまでも私見ですが、意見として申し上げたいと思います。

(浅妻) ありがとうございます。

補遺

浅妻章如

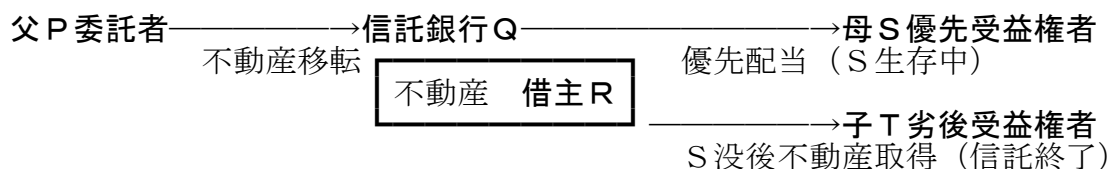
後継ぎ遺贈パターン

父P:委託者…第0年度末(母S70歳)に不動産を信託財産として設定する。

信託銀行Q:受託者

母S:優先受益権者…Sが死ぬまで当該不動産からの賃料を受ける。

子T:劣後受益権者…Sの死後、当該不動産に関する権利を取得する。



補遺1:母Sが確定的に20年間賃料を受け取る想定の時価主義計算

割引率年3%。賃料3000(万円)。不動産時価100,000(万円)=10億円。

20年間確定的に母Sが毎年3000受け取る(その後子Tが受け取る)想定 of 所得計算。

第1列:母Sの歳

第2列:母S?? 際時の賃料3000の第0年度末時点換算の割引現在価値

第3列:母Sの優先受益権のbasis(=n+1~90歳第2列合計の割引現在価値)

第4列:母Sの優先受益権の償却額=第3列第n-1行-第3列第n行

第5列:母Sの所得=3000-第4列=前年のbasis×3%

第6列:子Tの劣後受益権のbasis(=100歳時点元本額の割引現在価値)

第7列:子Tの所得=純資産増加額=第6列第n行-第6列第n-1行

(常に、SのbasisとTのbasisの合計額=第3列+第6列=10億円)

(常に、Sの所得とTの所得の合計額=第5列+第7列=3000万円)(70歳時点除く)

¹ 歳	² S現価	³ Sbasis	⁴ S償却	⁵ S所得	⁶ Tbasis	⁷ T所得
70		44632		44632	55368	55368
71	2912.6	42971	1661	1339	57029	1661
72	2827.8	41261	1710.9	1289.1	58739	1710.9
73	2745.4	39498	1762.2	1237.8	60502	1762.2
74	2665.5	37683	1815	1185	62317	1815
75	2587.8	35814	1869.5	1130.5	64186	1869.5
76	2512.5	33888	1925.6	1074.4	66112	1925.6
77	2439.3	31905	1983.4	1016.6	68095	1983.4
78	2368.2	29862	2042.9	957.15	70138	2042.9
79	2299.3	27758	2104.1	895.86	72242	2104.1
80	2232.3	25591	2167.3	832.74	74409	2167.3
81	2167.3	23358	2232.3	767.72	76642	2232.3
82	2104.1	21059	2299.3	700.75	78941	2299.3
83	2042.9	18691	2368.2	631.77	81309	2368.2
84	1983.4	16252	2439.3	560.73	83748	2439.3
85	1925.6	13739	2512.5	487.55	86261	2512.5
86	1869.5	11151	2587.8	412.17	88849	2587.8
87	1815	8485.8	2665.5	334.54	91514	2665.5
88	1762.2	5740.4	2745.4	254.58	94260	2745.4
89	1710.9	2912.6	2827.8	172.21	97087	2827.8
90	1661	0	2912.6	87.379	100000	2912.6

補遺2: 母Sが30年以内に死ぬ場合のtime valueとbetの計算

第1列: 母Sの歳 (下の表は母Sが99歳まで生きた場合の計算。途中で死ねばbetで調整)

第2列: 母Sが第1列の歳の年度末直前に死ぬ確率。70歳台で死ぬ確率は低く、90歳台で死ぬ確率が高いという想定。予想死亡年齢は89.98歳(約90歳。予想余命約20年)

第3列: 母S??歳時のSの受取賃料期待値の第0年度末時点換算の割引現在価値

第4列: 母Sの優先受益権のbasis (=前年のbasis + 第5列 - 第3列 $\times 1.03^{(第1列-70)}$) \neq 優先受益権の割引現在価値

第5列: 母Sの利子所得(imputed income擬制所得) = 前年のbasis $\times 3\%$

第6列: 母Sのbetの損益 = (3000 or 0) - 第3列 $\times 1.03^{(第1列-70)}$

第7列: 母Sの合計所得 = 第5列 + 第6列

第8列: 母S??際時の子Tの受取賃料(100歳の行は元本含む)期待値の第0年度末時点換算の割引現在価値

第9列: 子Tの劣後受益権のbasis (常に第4列 + 第9列 = 10億円)

第10列: 子Tの利子所得(imputed income擬制所得)

第11列: 子Tのbetの損益 = (3000 or 0) - 第8列 $\times 1.03^{(第1列-70)}$

第12列: 子Tの合計所得 = 第10列 + 第11列 (71歳以後は常に第7列 + 第12列 = 3000万円)

¹ 歳	² 率	³ S現価	⁴ Sbasis	⁵ S利子	⁶ Sbet	⁷ S所得	⁸ T現価	⁹ Tbasis	¹⁰ T利子	¹¹ Tbet	¹² T所得
70	—	—	41734	—	—	41734	—	58266	—	—	58266
71	1%	2883.5	40016	1252	30	1282	29.126	59984	1748	-30	1718
72	1%	2771.2	38276	1200.5	60	1260.5	56.556	61724	1799.5	-60	1739.5
73	1%	2663.1	36514	1148.3	90	1238.3	82.363	63486	1851.7	-90	1761.7
74	1%	2558.8	34730	1095.4	120	1215.4	106.62	65270	1904.6	-120	1784.6
75	1%	2458.4	32922	1041.9	150	1191.9	129.39	67078	1958.1	-150	1808.1
76	1%	2361.7	31089	987.65	180	1167.6	150.75	68911	2012.4	-180	1832.4
77	1%	2268.5	29232	932.68	210	1142.7	170.75	70768	2067.3	-210	1857.3
78	1%	2178.8	27349	876.96	240	1117	189.46	72651	2123	-240	1883
79	1%	2092.3	25439	820.47	270	1090.5	206.93	74561	2179.5	-270	1909.5
80	1%	2009.1	23503	763.18	300	1063.2	223.23	76497	2236.8	-300	1936.8
81	2%	1907.2	21568	705.08	360	1065.1	260.07	78432	2294.9	-360	1934.9
82	2%	1809.6	19635	647.03	420	1067	294.58	80365	2353	-420	1933
83	2%	1716	17704	589.04	480	1069	326.86	82296	2411	-480	1931
84	3%	1606.5	15805	531.11	570	1101.1	376.84	84195	2468.9	-570	1898.9
85	3%	1502	13939	474.15	660	1134.1	423.63	86061	2525.9	-660	1865.9
86	4%	1383.4	12137	418.17	780	1198.2	486.07	87863	2581.8	-780	1801.8
87	4%	1270.5	10401	364.12	900	1264.1	544.51	89599	2635.9	-900	1735.9
88	5%	1145.4	8763.3	312.04	1050	1362	616.76	91237	2688	-1050	1638
89	5%	1026.5	7226.2	262.9	1200	1462.9	684.34	92774	2737.1	-1200	1537.1
90	5%	913.56	5793	216.79	1350	1566.8	747.46	94207	2783.2	-1350	1433.2
91	6%	790.2	4496.8	173.79	1530	1703.8	822.45	95503	2826.2	-1530	1296.2
92	6%	673.24	3341.7	134.9	1710	1844.9	892.44	96658	2865.1	-1710	1155.1
93	6%	562.43	2332	100.25	1890	1990.3	957.65	97668	2899.7	-1890	1009.7
94	7%	442.74	1501.9	69.959	2100	2170	1033.1	98498	2930	-2100	830.04
95	7%	329.55	856.99	45.058	2310	2355.1	1103.3	99143	2954.9	-2310	644.94
96	7%	222.57	402.7	25.71	2520	2545.7	1168.5	99597	2974.3	-2520	454.29
97	7%	121.55	144.78	12.081	2730	2742.1	1229	99855	2987.9	-2730	257.92
98	5%	52.449	29.126	4.3435	2880	2884.3	1258.8	99971	2995.7	-2880	115.66
99	3%	12.73	0	0.8738	2970	2970.9	1260.3	100000	2999.1	-2970	29.126
100	1%	0	0	0	—	—	42435	100000	3000	—	3000

補遺3:母Sが30年以内に死ぬ場合の条件付き確率計算による時価主義

優先受益権・劣後受益権の各年度末時点の割引現在価値を条件付き確率に配慮しつつ計算。

第1列:母Sの歳 (下の表は母Sが99歳まで生きた場合の計算)

第2列:母Sが第1列の歳の年度末直前に死ぬ確率。補遺2と同様の想定。

第3列:母S??際時のSの受取賃料期待値の第0年度末時点換算の割引現在価値

第4列:母Sの優先受益権のbasis(=割引現在価値)

$$71\text{歳年度末割引現在価値}=(72\sim 100\text{歳第3列合計})\times 1.03\div 99\%$$

$$n\text{歳年度末割引現在価値}=(n+1\sim 100\text{歳第3列合計})\times 1.03^{(n-70)}\div (n+1\text{歳}\sim 100\text{歳第2列合計})$$

第5列:母Sの優先受益権の償却額=第4列第n-1行-第4列第n行

第6列:母Sの所得=3000-第5列

第7列:母S??際時の子Tの受取賃料期待値(100歳時点については元本含む)の第0年度末時点換算の割引現在価値

第8列:子Tの劣後受益権のbasis(=割引現在価値) (常に第4列+第8列=10億円)

$$71\text{歳年度末割引現在価値}=\{(72\sim 100\text{歳第3列合計})\times 1.03-1\%\times 10\text{億}\}\div 99\%$$

$$n\text{歳年度末割引現在価値}=\{(n+1\sim 100\text{歳第3列合計})\times 1.03^{(n-70)}-(71\sim n\text{歳第2列合計})\times 10\text{億}\}\div (n+1\sim 100\text{歳第2列合計})$$

第9列:子Tの所得=純資産増加額=第8列第n行-第8列第n-1行=第5列

¹ 歳	² 率	³ S現価	⁴ Sbasis	⁵ S償却	⁶ S所得	⁷ T現価	⁸ Tbasis	⁹ T所得
70	—	—	41734	—	41734	—	58266	58266
71	1%	2883.5	40420	1313.8	1686.2	29.126	59580	1313.8
72	1%	2771.2	39057	1362.6	1637.4	56.556	60943	1362.6
73	1%	2663.1	37644	1413.6	1586.4	82.363	62356	1413.6
74	1%	2558.8	36177	1466.8	1533.2	106.62	63823	1466.8
75	1%	2458.4	34654	1522.5	1477.5	129.39	65346	1522.5
76	1%	2361.7	33074	1580.6	1419.4	150.75	66926	1580.6
77	1%	2268.5	31432	1641.5	1358.5	170.75	68568	1641.5
78	1%	2178.8	29727	1705.1	1294.9	189.46	70273	1705.1
79	1%	2092.3	27955	1771.7	1228.3	206.93	72045	1771.7
80	1%	2009.1	26114	1841.4	1158.6	223.23	73886	1841.4
81	2%	1907.2	24509	1605.3	1394.7	260.07	75491	1605.3
82	2%	1809.6	22831	1677.7	1322.3	294.58	77169	1677.7
83	2%	1716	21076	1755.2	1244.8	326.86	78924	1755.2
84	3%	1606.5	19512	1563.7	1436.3	376.84	80488	1563.7
85	3%	1502	17871	1641.7	1358.3	423.63	82129	1641.7
86	4%	1383.4	16402	1468.9	1531.1	486.07	83598	1468.9
87	4%	1270.5	14859	1542.6	1457.4	544.51	85141	1542.6
88	5%	1145.4	13482	1376.9	1623.1	616.76	86518	1376.9
89	5%	1026.5	12044	1438.3	1561.7	684.34	87956	1438.3
90	5%	913.56	10533	1511	1489	747.46	89467	1511
91	6%	790.2	9177.2	1355.6	1644.4	822.45	90823	1355.6
92	6%	673.24	7771.4	1405.7	1594.3	892.44	92229	1405.7
93	6%	562.43	6302.6	1468.8	1531.2	957.65	93697	1468.8
94	7%	442.74	5006.4	1296.2	1703.8	1033.1	94994	1296.2
95	7%	329.55	3726.1	1280.4	1719.6	1103.3	96274	1280.4
96	7%	222.57	2516.9	1209.2	1790.8	1168.5	97483	1209.2
97	7%	121.55	1608.7	908.19	2091.8	1229	98391	908.19
98	5%	52.449	728.16	880.54	2119.5	1258.8	99272	880.54
99	3%	12.73	0	728.16	2271.8	1260.3	100000	728.16
100	1%	0	—	—	—	42435	100000	3000